

平成22年第6回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年12月9日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	堯田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	西巻昭男
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	藤川岳志

建設課長	今西弘至	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	加藤保幸	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	植村俊彦	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 〔1〕 11番 飯高議員

- 1、各種ワクチンの充実について
  - ①子宮頸がんワクチンについて問う。
  - ②小児用肺炎球菌ワクチンについて問う。
  - ③ヒブワクチンについて問う。
- 2、将来の地域コミュニティづくりのあり方について
  - ①地域間交流のコミュニティの考え方について問う。
  - ②地域間交流のコミュニティの基盤整備について問う。
- 3、うつ病の対策について
  - ①うつ病の現状と認知行動療法について問う。
  - ②「マタニティブルーと産後うつ」について問う。
- 4、空き家対策について
  - ①町内の空き家の現状について問う。
  - ②「適正管理条例」の見解について問う。
- 5、農作業事故防止の強化について
  - ①農作業事故対策の現状について問う。
  - ②今後の農作業事故の対策について問う。

#### 〔2〕 14番 木澤議員

- 1、ワクチンの助成について
  - ①国の補正予算に対する町の対応について。
  - ②インフルエンザ予防ワクチンの助成について。
- 2、住宅リフォーム制度について

②町内業者の現状と制度実施時の効果について。

3、高齢者対策について

①町内独居老人世帯の把握と現在行っている支援制度について。

②県内、町内での孤独死の状況について。

③今後の取り組みについて。

4、定住促進施策について

①既存民間住宅の借り上げによる公営住宅の供給について。

②新婚家庭の家賃補助について。

5、子育て支援施策の充実について

①病児・病後児保育について。

②土日祝日などの休日保育の充実について。

③学童保育の充実について。

〔3〕 13番 里川議員

1、子どもたちがのびのびと過ごせる空間について

①保健センターのサークル事業を終了した人々が自分たちでサークル活動をしておられるが、町は把握をしているか。

②小さい子どもたちとママサークル、パパサークルの活動は畳の部屋が使いやすいが、公民館の和室や消防コミセンなど使いたい日になかなかとれないことは認識しているか。

③お天気のよい日は外で身体を動かして元気よく遊ばせたいが、適当な公園や広場がないことについて。

2、小学校の新指導要領完全実施に向けた取り組みについて

①英語の授業を行うことについて。移行期間の現在までどのようにして、完全実施にはどうなるのか。

②選別をすることになる習熟度別授業について。

3、介護保険の制度改定での問題点について

①要支援1，2の人たちへの影響について。

②保険料と利用料について。

4、文化財センターのトイレ設備等について

①まちづくり交付金を使った新しい建物だけれども、トイレの設備に不

十分さがある。設備を十分に整えるべきと考えるが、どう対応して  
くれるのか。

5、いじめの問題について

①この問題が社会的問題となってからも、長い期間が過ぎてきている。  
最近では小学生の自殺などが報道されている。

(1) 文部科学省からの通知による無記名アンケートについて。

(2) 低学年の対策について。

〔4〕 2番 小林議員

1、情報化社会における斑鳩のPRについて

①斑鳩の生活文化や観光を多様化する手段を使い、どのようにPRして  
いくのか。

②PRに係る費用の回収について。

〔5〕 4番 吉野議員

1、高齢者の生命を守る取り組みについて

①孤独死、突然死から高齢者の生命を守る対策は万全か。

②住宅火災から高齢者の生命を守る対策は万全か。

③大震災時から高齢者の生命を守る対策は万全か。

④交通事故から高齢者の生命を守る対策は万全か。

2、利用者目線のまちづくりについて

①JR法隆寺駅を起点とした観光案内・標識について。

3、文化芸術によるまちおこしについて

(中宮寺・会津八一歌碑建立にちなんで)

①町内の歌碑・句碑等について。

②文化・芸術に関するサークル・NPOについて。

〔6〕 5番 伴議員

1、都市計画税について

①都市計画税とは。

②都市計画税はどこに幾ら使われているのか。

2、町財政の長期計画について

①現在の起債残高はいくらか。

②平成30年の予定金額と今後の考え方を伺う。

3、公共下水道施策について

①現在、供用開始が始まった地域の年度別、加入状況はどのように推移しているのか。

②加入率の低い地域の対応について伺う。

③公共下水工事の町財政に与える影響はいくらになるのか。

---

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

では、1番目の各種ワクチンの充実についてでございますが、この件につきましては、以前に何度となく、一貫して、女性と子どもの健康と命を守るための施策として訴えてまいりました。今、ワクチンの効果の認識が高まる中、急速に各自治体に広まりつつあります。その意味で、女性や子どもを守るための予防ワクチンの効果が全国的に期待されております。子宮頸がんや細菌性髄膜炎、また小児用肺炎球菌などから病気を予防するための施策が、各自治体において認識され推進拡大をされております。

当町においても、細菌性髄膜炎から身を守るための予防接種としてのH i bワクチン接種を他の自治体に先駆けて公費助成するなどワクチンに対する認識をすると共に、子どもの健康を守るための推進が拡大をされております。子宮頸がんワクチン接種の公費助成については、9月の定例会で無料化への方針が示され、また小児用肺炎球菌についても、助成する方向で進められていると聞いております。また、現在、国の補正予算が成立し、国民の命と健康を守るための施策として、これら3種のワクチンの推進拡大のための補正予算も組まれております。

以上の要旨を踏まえまして、各種ワクチン接種についての状況と取り組みについてお伺いをいたします。

まず、①点目の子宮頸がんワクチンについてでございますが、現在、ワクチンの接種費用を来年度公費助成する自治体は、全国の市区町村の3割が既に助成の方針を決めております。このような中、当町においても、9月定例会で無料化の方針を示されましたが、内容についてはまだ明らかにされておられません。国の補正予算の内容もありますが、助成金額、接種対象者、また実施時期などについての町の方針をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子宮頸がんワクチンについてでございます。国においては、ヒトパピローマウイルス感染による子宮頸がん死亡する女性が多いことから、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金、仮称でございますけれども、この交付金として、国2分の1、市町村2分の1の補助率が示され、平成22年11月26日に、質問者もおっしゃいますように、補正予算が成立したところでございます。

町としましては、子宮頸がんは予防出来るがんであることの認識が高まりつつある中、保健センターにおきましては、10月15日に「子宮がん検診と子宮頸がん予防ワクチンについて」と題しまして、産婦人科医師によります健康講座を開催いたしました。また、11月には、奈良県が作成しました子宮頸がんについてのリーフレットを、教育委員会を通じまして、小学6年生から中学3年生までの保護者に対しまして学校で配布をしたところでございます。今後も引き続き、子宮頸がんに関するがん教育も重要であると考え、教育委員会や学校とも連携をとりながら、子宮頸がん予防についての認識を深めてまいりたいと考えております。

また、本日・12月9日に、国の補正予算の内容について、国から県に説明がある予定であります。その後、14日には、県から市町村に対する説明会が予定をされているところでございます。出来るだけ早く情報を収集してまいりたいと考えておりますが、町と予防接種を行う医療機関が委託契約を行い、その委託医療機関で接種しなければ国の補助対象とならないことや、また町は予防接種に係る賠償保険に加入をしなければならぬこと、また委託契約をした医療機関以外で予防接種を実施された場合、健康被害の補償については賠償保険の適用がされないことなどが今のところ示されているところであります。今後、さらに詳細が明らかになれば、町医師会の先生方とご協議をしてみたいと考えております。

町といたしましては、これらの状況を踏まえ、出来る限り早い時期に実施出来るように取り組んでまいりたいと、このように考えております。なお、対象者につきましては、中学1年生から中学3年生の女子に実施をする方向で検討をしているところでございます。

この事業に係ります国の補正予算の詳細が明らかになり、実施するとなれば、予防接種費用の助成等につきまして、本定例会の最終日に追加上程としてワクチン助成に係ります必要な経費の補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、あわせて

よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま部長よりるる説明がございましたように、その中で、ワクチンの全額助成を中学校1年から3年の女性を対象に実施する方向でということでは検討をされている。国の助成対象者というのは、実は中学校1年生から高校1年生までとなっていますが、この点について町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 国では、子宮頸がんワクチンの対象者は、おっしゃいますように、中学1年生から高校1年生までとなっております。このワクチンは3回接種する必要がございます、2回目は初回接種から1カ月後に、3回目は初回の接種から6カ月後に接種することとなり、今年度から実施するとすれば、現在の中学3年生の方が今年度中に3回の接種を受けていただくことは難しく、接種期間を高校1年生まで延長しなければならないなど、来年度の助成も視野に入れながら接種方法について検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 現在の女子中学生すべての対象者が接種出来るよう体制づくりをお願いしたいと思います。

また、一方では、がん教育も重要とのことで提起をさせていただいております。奈良県におきましては、そのパンフレットを教育委員会を通して配布をされたということで、そのことについてどのように説明をされ配布されたのか、学校の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 前回のときにも申し上げておりましたけれども、授業としてそのがん教育というものについての取り組みはいたしておりません、この前も申し上げましたように、そうした啓発につきましては、学校を通じて、保護者に対しまして研修会、あるいは県でやります先生の研修会、あるいは保健センターの方でやっていただきました保護者対象の研修会等に参加するようというところで連絡をさせていただいて、保護者の方が参加されているというふう聞いております。

ただ、今回のパンフレットにつきましても、そうしたものを詳しく書かれております



ので、そうしたものをしっかりと保護者の方にご覧いただきご判断いただくようにということで啓発をさせていただいております。ただ、その内容につきましては、逐一子どもたちに説明して手渡ししているということではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後も、保護者、対象者に対しまして、わかりやすく説明をしていただき、接種の向上に努めていただけるよう要望をしておきます。

次に、②点目の小児用肺炎球菌ワクチンについてでございますが、これにつきましては、さきの定例会の一般質問で、公費助成に一定の認識をさせていただいていると思ひますが、このワクチンについての国の補正予算も成立している中で、町の方針をお伺ひいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 小児用肺炎球菌ワクチンにおきましても、子宮頸がんワクチン同様に、国2分の1、市町村2分の1の補助率が示され、国の補正予算が成立したところでございます。

本町におきましても、このような状況を踏まえ、今年度から小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用を、0歳から5歳未満を対象に全額助成する方向で検討をしているところでございます。

先ほどと同じでございますけれども、町と予防接種を行う医療機関が委託契約を行い、その委託医療機関で接種しなければ国の補助対象にならないことや、町は予防接種に係ります賠償保険に加入しなければならないこと、また委託契約をした医療機関以外で予防接種を実施された場合には、健康被害の補償については賠償保険が適用されないことなどが今のところ示されております。

子宮頸がんワクチン同様、詳細が明らかになれば、町医師会の先生方とご協議をし、本定例会の最終日に追加上程としましてワクチン助成に係る必要な経費の補正予算を計上してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 接種費用を全額助成する方向で検討していただいているということですが、参考に、接種費用と接種方法について伺っておきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 接種費用と接種方法でございます。小児用肺炎球菌ワクチンの助成費用につきましてはまだ決定しておりませんが、1回につき接種費用は1万円程度かかるというふうに聞いております。また、このワクチンは、接種する年齢によって接種回数が異なってまいりまして、2カ月以上7カ月未満では4回、7カ月以上12カ月未満では3回、1歳以上2歳未満では2回、2歳以上5歳未満では1回の接種となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 次に質問させていただくH i bワクチンの接種と大体同じような内容になっているのかなと思います。

次の質問ですけれども、そのH i bワクチンについてでございますが、これにつきましても、昨年9月定例会におきまして一般質問をさせていただき、今年より一部負担となっていますが、現在、ワクチンの効果が期待される中、公費助成の充実、拡大されつつあります。今回、国の予算が成立している中で、町の方針についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） H i bワクチンにおきましても、子宮頸がんワクチン同様、国2分の1、市町村2分の1の補助率が示され、国の補正予算が成立をしたところでございます。

本町におきましては、今年4月から、0歳から5歳未満を対象に接種費用の一部として3,000円の助成を行っているところでございますが、このような状況を踏まえまして、H i bワクチンの接種費用を全額助成する方向で検討をしているところでございます。

なお、先ほどと同様でございますが、町と予防接種を行う医療機関の委託契約、またその委託医療機関で接種をしなければ国の補助対象にならないこと、また町が予防接種に係る賠償保険に加入しなければならないこと、また委託契約をした医療機関以外で予防接種を実施した場合には健康被害の補償については賠償保険が適用されないことなど、同じように今のところ示されているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。ワクチンの接種の期待が高まる中、今回、この3ワクチンの接種につきましては、国の補正予算が成立したことにより、当町として、

まずは全額助成の方針を示されております。女性と子どもの健康と命を守るための施策として高く評価をしております。市町村の説明会の後、速やかに慎重に協議検討していただき、子どもが接種しやすい環境体制づくりを要望をしておきます。

次に、2番目の将来の地域コミュニティについてでございますが、近年の都市化や核家族化、高齢化などの進展により、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中、福祉、環境、教育など多様化する地域課題を地域の人たちがみずからの問題としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組む地域みずからのまちづくりが、今、求められております。地域住民の皆さんが自主的に参加し、その創意と協力により住みよい地域社会を目指すことを目的としての集まりが地域コミュニティと考えております。この地域コミュニティが、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となります。

また、地域内における各種団体等の連携強化の促進を図り、自助、共助、公助の視点に立った地域のまちづくりも大きなポイントとなります。地域単位で、自治会連合会をはじめ地域の各種団体、企業及びNPOなどで地域コミュニティ組織の充実が求められております。そのためには、地域コミュニティの役割、必要性、活動方法等を示し、住民の地域コミュニティを主体的に推進することが出来る基盤整備が必要と考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の地域間コミュニティの考え方についてでございますが、各地域におけるコミュニティの充実と共に、地域間の支え合いや交流、共助などが重要と考えますが、町の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 地域間コミュニティのご質問でございます。質問者がおっしゃいますように、少子高齢化が急速に進展をしている中で、当町におきましても、地域での子育て支援、高齢者の見守り、災害時におきます要援護者への支援など、お互いに助け合う、支え合うコミュニティ活動は、非常に重要なものだというふうに考えております。

第4次斑鳩町総合計画におきましても、コミュニティの充実をまちづくりの重点施策としてとらえておきまして、「斑鳩らしい協働のしくみ」を掲げておりますほか、基本施策におきましても、「ともに築く協働のまちづくり 地域自治の強化」といたしまして、「コミュニティづくり」において、コミュニティ活動や住民活動の育成支援、交流活動の推進等を図っていく必要があるというふうなうたっております。

また、住民同士のコミュニティはもちろんのこと、自治会組織をはじめ子ども会や老人クラブなど様々なコミュニティにかかわる組織が交流をし連携を深めていくことも、各団体間の活性化にもつながりまして重要なことであるというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、地域住民の活発なコミュニティ活動は、すこやかに生き生き暮らせるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりには欠かせないものでありまして、近い将来高齢化率が30%を超えることが想定されていることや、地域の子育て支援を充実させていく必要があることから、地域のコミュニティが果たす役割はますます必要不可欠なものになってくるというふうに認識をしております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 町の方も深く認識していただいていると思います。コミュニティにとって、地域の人と人とのつながりをどのようにしてつないでいくのか、また地域間の交流をどのようにつないでいくのかが大きなポイントになると思います。今、答弁いただきましたコミュニティの重要性はよく理解出来ますが、具体的に町としてコミュニティの意義をどういうふうにとらえ、将来においてどう発展させていこうとされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） コミュニティの意義はということですが、今や全国的に地域コミュニティの崩壊が危惧をされている中にありまして、地域コミュニティの再生が求められているという背景につきましては、安全で安心なまちづくり、高齢化への対応、子育て支援などであるというふうに考えております。地域住民で行う防犯活動、高齢者や子どもたちの見守り、環境美化活動などの地域活動を通しまして、みずからのまちをみずからで住みよいまちにしていこうという機運を高め、地域の活性化を図るためにコミュニティは欠かせないものであるというふうに考えております。

コミュニティ意識の醸成を図るためには、行政が情報提供や支援を行うだけではなく、地域のことは地域で解決していくいわゆる「地域力」、すなわち住民みずからがみずからのこととして積極的にまちづくりにかかわっていく住民参加のまちづくりが求められております。そして、人と人とのつながりはもちろんのこと、地域同士のつながりや地域社会の連携の強化を図っていく必要があります。

また、そのためには、目的の有無にかかわらず、まずは人が集まって親睦を深め、そ

これから新たなコミュニティが発生しその輪が広がっていく、そういったコミュニティを生み出す環境を整備することを行政が支援することも重要であるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの部長の答弁では、コミュニティの環境を整備することが必要とのことですが、そこで次の②点目の地域間交流のための基盤整備についてありますが、地域間のコミュニティをつないでいくためには、人が集まる交流の場としての施設が考えられます。先ほど、地域交流のコミュニティをより充実していくための手段として、町としての考え方をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 先ほども申し上げましたように、地域コミュニティの活性化は、すこやかに生き生き暮らせるまちづくり、安全で安心に暮らせるまちづくりには欠かせないものでありまして、コミュニティ活動の拠点となる施設の役割は重要であると認識をしているところでございます。

また、今後、ますます進んでいくと予想されております少子高齢化社会に対応するために、住民、ボランティア団体などと行政が一体となりまして、協働のまちづくりのための施策を推進する必要があることから、地域住民が互いに助け合い支え合うコミュニティを再構築する必要があります。このコミュニティ活動の拠点となります施設の整備は、必要不可欠であるというふうに考えております。

そういったことから、各自治会、小地域福祉会などの活動に加えまして、地域の子育て支援、高齢者支援などの充実を図るために、コミュニティ施設の整備充実を図っていくほか、さらに地域間交流も含めた広域的なコミュニティ施設も必要であるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 将来における地域間交流のコミュニティ、地域住民が主体となり、地域みずからのまちづくりのために行政として何をすべきかを考え進めていく必要があります。そのためには、地域の皆さんが活動しやすい効果的な多目的施設として、地域が交流するためのコミュニティ施設が重要と考えます。今後、計画を進められる際には、整備方針について、より具体的にわかりやすく、全体計画を示しながら、地域の実情を踏まえながら、地域住民の方に理解が得られるよう慎重に進めていかれるよう要

望をしておきます。

次に、3番目のうつ病の対策についてでございますが、近年、社会構造の変化に伴い、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病など心の病が急激に増加をしております。うつ病をはじめとする精神疾患は、先進諸国ではがんや心臓疾患と並ぶ3大疾患で、その対策は国家政策の最優先課題であり、我が国においてもがんに次いで重大な社会的損失をもたらす、国民病ともいふべき疾病であるとされております。

この病気によって、引きこもり、不登校、また更年期障害、自律神経の不調、さらには対人恐怖症や、働きたくても働けない、外出も出来ないという不安感につながり、本人も家族も悩む状況になってまいります。また、発症する原因や病気の形態も様々であり、かつ複雑であります。

また、これらの精神治療には薬物治療が主軸のために、現代医学での治療にもある一定の限度があると言われております。今、うつ病による自殺をはじめ児童虐待事件、一人暮らしの高齢者の孤独死など、これまでの福祉では対応しきれなかった問題が増加し、国民の健康を守る上で深刻な問題となっております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目のうつ病の現状と認知行動療法について。今年の4月から保険適用されている認知行動療法について、どのように認識されているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） うつ病は、日本人の約15人に1人が経験をする「心のかぜ」とも言われている身近な病気でございます。うつ病のはっきりした原因はわかっていませんが、病気、死別、転職、引っ越し等の大きなストレスや仕事、学業上のストレス、日々の人間関係、孤独感等から来る小さなストレスがきっかけとなり起こることがあります。また、年齢、職業などに関係なく誰でもうつ病にかかる可能性があり、几帳面で責任感や正義感が強く、その一方で、手抜きが出来ず自分一人で抱え込んでしまいがちな人がなりやすいとも言われており、心の弱さが原因でうつ病になるわけではありません。

保健センターにおきましては、精神的不安のある方の来所や電話相談などを行っており、その都度保健師、看護師が対応をしております。また、必要に応じて生活支援センター「ななつぼし」や地域活動支援センター「まーぶる」等に紹介をしたり、心療内科などの病院受診をすすめることもあります。しかし、自分自身がやる気がない、集中出

来ない、気分が落ち込むなど体調に不安を感じていても、うつ病と気づかないケースも多く見られ、治療につなげることが困難な場合もあります。

うつ病の治療は、今まで薬物療法中心でしたが、近年関心が高まり注目されている治療の一つが認知行動療法であります。これは、医師が対面式のカウンセリングで行う精神療法であり、何か困ったことに対面したときに、本来持っている心の力を取り戻し乗り越えていけるよう心の力を育てるという治療法であり、平成22年4月より医師による治療の場合は保険適用となっているところでございます。認知行動療法を取り入れることにより、9割の方に症状改善の結果が出ていると聞いております。今後、薬物に頼らないこの療法について、正しい知識の普及を行い広く周知をしていきたいと考えております。

近年の様々なストレスが問題となっており、ストレスから自律神経等のバランスが崩れ、うつ病や心身症などの心の病気を引き起こす場合があるため、「健康いかるが21」計画の見直しに当たり、新たに「休養とこころの健康」の分野を追加し取り組むこととしております。

今後ますます心の健康・うつ病等について、正しい知識の普及啓発や予防、また相談体制の充実等により早期治療に結びつけることが必要であると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま部長の答弁、うつ病について深く認識していただいているということを思います。認知行動療法については、今年の4月に保険適用となり、その改善の結果が出ているとの今の内容でございました。今後、町としても何らかの方法で周知をしていただけたらと考えます。

それと、保健センターに精神に関する相談が数多く寄せられていると思いますが、実際どの程度あるのか、参考にお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保健センターへの精神的な相談ということです。精神に関する相談が年々増加する傾向にございます。精神的に不安のある方に対し、随時来所相談、それから電話相談や、必要に応じて訪問等も行っております。

精神に関する相談は、平成19年度では56件であったのが、平成21年度は72件となっております。また、平成21年度の相談者の内訳は、来所相談が9件、電話相談

が50件、訪問が13件となっております。相談者の中には、話を聞いてほしいときや気分が落ち込んだときに来所したり、また不安をやわらげるために一日何度も電話をかけてこられる方もおられ、その都度保健師、看護師で対応をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 精神に関する相談は、幅が広くうつ病だけではないとは思いますが、しかし、ただいま報告を聞かせていただきますと、年々増加している傾向にあるということがわかりました。保健センターでは、その相談に丁寧に応じていただいているということがわかりました。今後も、増加傾向にあることから、講演会や専門医による相談窓口の設置などでの強化を図っていただくよう要望をしておきます。

次に、②点目のマタニティブルーと産後うつについてでございますが、出産後うつ状態になり、育児放棄や虐待、また自殺に至る母親の事件が相次いで報道をされております。自分ではうつと気づかずに悩んでいるケースがあると聞かれますが、このような状況の中で育児をすることはかなりの負担であり、親の育児不安から子育てにも影響があると思われませんが、マタニティブルーと産後うつについてどのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） マタニティブルーとは、産後、体内の女性ホルモンが急激に減少することによって起こるもので、産後3～10日の間に発症する一過性の軽い抑うつ状態でございます。主な症状は、情緒不安定になって、わけもなく涙もろくなったり憂うつになったり、また感情のゆれが激しくなることもございます。その症状には、個人差があり、家族関係などの環境によっても異なります。

このマタニティブルーは、60%の母親に起こるといわれておりまして、産後1カ月を過ぎるころには、ホルモンバランスもよくなり、自然に解消するもので、病気ではなく、治療の必要もないと考えております。

また、産後うつは精神疾患の一つで、産後1カ月以内に発症する場合が大半で、妄想や幻聴、錯乱状態などを伴い、約10%の母親が経験をするといわれております。ホルモンバランスが乱れている産後は、うつ病を発症しやすい時期でもあり、発症期間は数カ月から約1年で、特に産後うつは長引く傾向にあります。母親のメンタルヘルスの問題は子どもの成長発達に悪影響を及ぼすこともありますことから、早めの受診が必要と



なり、マタニティブルーとは全く異なるものであると認識をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、答弁していただいたように、マタニティブルーと産後うつの方に、町としてどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 本町では、新生児訪問指導をこれまで保健センターで行ってまいりましたが、まだ育児に不慣れで育児不安に陥りやすい産後早い時期での訪問を行っていくため、平成21年度からは、周産期におけるより専門的な立場の助産師と協働して訪問指導に当たっております。

訪問指導では、新生児だけでなく、母親にも向かい合い、気持ちや悩みを聞いております。母親とのコミュニケーションを図ります中で、既往歴、生活状況、サポートの状況、育児不安の有無など、母親の心理的側面を把握し相談に応じているところであります。

現在、訪問を行っています中で、わけもなく涙もろくなったり憂うつになったりと情緒不安を訴える母親を見かけることもあります。産後のホルモンの変化に伴う当たり前の状況であることを助産師から聞くことで、母親自身が産後の状況を認識し安心されるケースもあります。

そのような中、産後うつでかかわっているケースはありませんが、産後の育児に影響が出そうな妊婦さんに対しましては、妊娠期からのかかわりが必要であり、妊娠中から産後を通して継続したケアをすることが重要であると考えております。

そういったことから、初めて保健センターに来られて妊娠届け出をされました妊婦さんに対しましては、産後うつやマタニティブルーの視点に立ち、相談しやすい雰囲気づくりに努めております。さらに、産前教室のパパママスクールの参加の勧奨を行い、妊婦さん同士の交流を図ったり、妊婦訪問や電話相談などの個別に対応もしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先ほども少しふれましたが、例えば母親がうつ状態が悪化していくと、生活面に虐待など、また子どもへの影響が考えられますが、これについての対応は町としてどういうふうに行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 本町におきましても、児童虐待予防の観点からも新生児訪問を実施をしておりますが、子どもへの影響を最小限に食いとめるためには、母親の状況に応じて休養や育児の負担を軽減出来るような指導を行い、母親を取り巻く家族が病気を理解出来るようにサポートすることが必要であると考えております。

産後うつのようなケースに対しまして、出産後からかかわろうとしてもなかなかかかわりが受け入れられないことも考えられ、出産後のかかわりをスムーズに図るためにも、妊娠中の段階からかかわりを持って、相談しやすい環境を築いておくことが重要であると考えております。

また、色々なケースでフォローが必要な親子に対しましては、新生児訪問により助産師から引き継ぎ、それ以降乳児健診や乳幼児相談、また乳幼児教室、電話相談等により継続してフォローに当たっております。必要に応じて、福祉課、教育委員会、子ども家庭相談所、医療機関等の関係機関とも連携をし、適切な対応をとるよう取り組んでいくところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後も、この問題については、行政としてどのような対策をすべきかを明確にしながら取り組んでいただくよう要望をしておきます。

続きまして、4番目の空き家対策についてであります。高齢化や過疎化などを背景に全国的に空き家の件数が増加傾向にあります。空き家が老朽化していくと、台風などの自然災害に倒壊の危険性、害虫の発生による近隣への被害のおそれもあります。また、犯罪の温床になりかねないとの指摘があります。その上、所有者が空き家の近くに住んでいないことや、所有者がかわっていて地域住民から所有者への相談や被害状況を伝えられないケースもあり、行政への相談件数がふえているのが現状でございます。

また、一方では、景観面においても、雑草やごみの散乱などで空き家の敷地管理が不適切になり、景観上の問題も生じるだけではなく、害虫が発生したり不法投棄を誘発する原因になるなど、住民の安全や生活環境に悪影響を与えるおそれが生じ、国レベルでは空き地の適正管理に関する法律が制定されていないため、最近でも自治体において空き地の適正管理に関する条例が制定されているところであります。将来において、今後考えるべき重要な課題であると思っております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の町内の空き家の現状についてであります。先ほども申しましたように、空き家が適正に管理されていないことにより、住民の方々からの苦情の相談等が寄せられ、その対応に苦慮されていると思っておりますが、相談件数と町の対応についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 質問者が申されますとおり、最近は空き地の適正管理についての苦情相談のほかに、空き家の適正管理についての苦情相談も増加をしてきているところであります。

その相談件数と内容についてであります。過去3年間の新規の相談件数で申し上げますと、平成19年度におきましては、空き家の敷地内でハチが大量に飛んでおり、巣があるのではないかとといった相談が1件ございました。また、平成20年度におきましては、隣の空き家の草が伸びている、木の根が敷地内に侵入してきている、屋根瓦が落下しそうで危険であるといった3件の相談がございました。また、平成21年度におきましては、空き家にタヌキあるいは猫が住み着いているといった相談が2件、それからシロアリが発生しているとの相談が1件、空き家の植木が繁茂しているといった相談が1件の合わせて4件の相談がございました。平成22年度におきましては、これまでに空き家の植木や草の繁茂についての相談が6件、ハチの巣があるという相談が1件、合わせて7件の相談を受けているところでございます。

こうした空き家に関します苦情相談についての町の対応でございますが、空き家の適正管理につきましては、現在のところ、行政指導を行える根拠条例等がございません。しかしながら、周辺住民の皆様方の苦痛も十分にご理解出来ますことから、苦情相談があった空き家につきましては、町で所有者を調査し、書面で適正管理についての申し入れを行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、3年間の数々の苦情について聞かせていただきました。件数に関しては年々増加傾向にあるということでもあります。これは、まず一部の相談件数であって、実際にはもっと相談出来ない状況にあって数が多いと思っております。また、実際に相談を受けて、適正管理について書面で申し入れているということで、今、答弁ありましたが、それらの結果はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 空き家につきましては、ほかに既に住居があるためにやむを得ず空き家となっているほか、様々な理由で空き家となっている場合がございます。

先ほど申し上げました苦情相談のうち、2件につきましては対応をしていただけないところがございます。1件につきましては、相続人の中でのトラブルがあり、対応をしていただけないというものでございます。相談内容が空き家にハチの巣があるとのことであり、人体に影響を与える可能性もございましたので、町として緊急的な処置として処理をしたところがございます。また、もう1件につきましては、所有者が既に死亡されておりまして、未相続のまま放置され、唯一の相続人についても所在不明となっておりまして、申し入れが出来なかった空き家がございます。こちらは、植木の繁茂についての苦情相談で、これにつきましては、自治会ともご相談を申し上げ、自治会清掃という形で町と共に剪定をさせていただき、対応をさせていただいたところがございます。

それ以外につきましては、所有者の方で適正管理につきまして対応をしていただけているものと考えているところがございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 苦情相談に対して出来る限り努力していただいていると思いますが、しかし結局は、空き家に関しての苦情相談に対しては、行政指導を行える根拠条例がないために対処出来ないのが現状であるとは思いますが。

そこで、次に②点目の適正管理条例の見解についてであります。この条例は、空き家などの管理不全な状態となることを未然に防ぐことにより、住民生活の環境保全と防犯のまちづくりに寄与することを目的とするものであります。安全・安心のまちづくりを進めている町としては、この適正管理条例を考える必要があるのではないかと思います。町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 空き地の適正管理につきましては、根拠法令が斑鳩町環境保全条例で規定をされており、その規定に違反している場合はこの条例により指導しておりますが、空き家につきましては、先ほども申し上げましたように、現在のところ指導の根拠条例等がないために、申し入れという形で指導を行っているところがございます。

空き家の適正管理に関します条例を創設し、管理不全な状態を定義づけることで、苦

情相談の内容によっては、申し入れから行政指導へと対応が明確になり、所有者に対してより適正な管理を促すことが出来るものと考えているところでございます。

しかしながら、本町は既に環境保全条例を制定しており、空き地の適正管理につきましてはこの条例に基づき指導を行っていることから、空き家につきまして生活環境の保全の観点から適正管理を促す場合、ある程度環境保全条例で対応出来るのではないかと考えております。

一方、今後、空き家が老朽化し台風等の自然災害による倒壊のおそれが高まってくることや、不審者や出火などの防犯の観点から適正管理を促す場合、あるいはそれらも網羅して適正管理を促す場合には、新たな条例の制定も必要になってくる場合も考えられます。

そうしたことから、このことについて調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁ありましたように、空き家が老朽化していると、倒壊するなどの危険性があり、また防災や防犯面において、今後、どのように考えられているのか、そういう面についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 防災、防犯面ということなので、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁にもございましたように、放置されております空き家につきましては、不審者等の侵入、あるいは放火の危険性などがあることから、好ましい状況ではないというふうに考えております。所有者等への適正な管理指導につきまして、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先ほどの答弁では、空き家の状況を見ていくということではありましたが、今後、空き家が増加していく中で、実態を把握することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 先ほどからの答弁にもございますように、これまで住民から寄せられました苦情相談がありました空き家につきましては町で把握をしているところでございますが、それ以外につきましては、現在のところ把握出来ていないのが現状で

ございます。

今後、空き家の適正管理についての調査研究を進めていく上で、空き家の実態把握ということにつきましては不可欠な要素でございますので、自治会長あるいは環境保全推進委員等々の方々のご協力をお願いしながら、今後、実態把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、この空き家対策については、環境面や防災、また防犯等の問題を多く発生することから、環境対策課だけではなく総務課においても、この問題について環境対策課と一体になって考えていただくよう要望をしておきます。

最後になりますが、5番目の農作業事故防止の強化についてであります。

農作業中は、危険が伴うのは少なくありません。事故は未然に防ぐ必要があります。高齢化と共にその数が増加しつつあります。農作業事故による死亡者は、全国で毎年400人前後で、減ることはなく、60歳以上の高齢者の方の事故全体に占める割合は8割と高くなっております。死亡事故のみならず、後遺症が残った重傷事故は、死亡事故の何倍にもなっております。また、一方では、農業機器の改善、普及がおこなわれているのではないかなというような問題点が指摘をされております。

しかしながら、このような状況にもかかわらず、ほとんどの自治体において事故の実態が把握されていないということを知っております。農業は、特に高齢化が著しく進展している分野であり、政府はもとより地方自治体や関連機関団体に農業従事者の命を守るための取り組みが求められております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の農作業事故の現状についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました農作業中の事故の現状ということでございます。農作業中におけます死亡事故につきましては、先ほど質問者のご指摘もいただいておりますように、厚生労働省の人口動態調査に係る死亡小票の調査結果によりますと、全国で平成17年には395件、平成18年には391件、平成19年には397件、平成20年には374件となっております。この死亡事故のうち、農業機械作業に係る事故の割合につきましては60%から70%となっておりまして、機械による事故が圧倒的に多い状況となっております。また、年齢別の事故の割合でこ

ざいますけれども、65歳から69歳では約10%前後で、70歳以上になりますと64%から70%と、やはり高齢者の事故の割合が高い値となっております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁にもありましたように、全国的に毎年約、先ほど申し上げましたように、400人の方が農作業中に死亡しておられると。高齢の方の割合が高いということになります。斑鳩町においても、農作業中における死亡事故や怪我などの事故件数について把握をされているとは思いますが、その数についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 当町におけます農作業中の事故というご質問でございます。この関係につきましては、実態調査ということにつきまして明確にはやっておりますが、これまで農作業中の事故といたしましては、近年1件の死亡事故があると聞いております。最近では確認はいたしておりません。また、怪我につきましても、トラクターや耕運機での作業中に大怪我をされているなど数件あったということは聞いております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 農作業中に関する事故があった場合、斑鳩町内の事故の現状を把握する意味でも、農業委員さんなど農業者の代表への事故の報告をすることにより、今後、農作業中の再発防止につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 農作業におけます事故の現状でございます。これを把握し今後の事故防止の対策を講じる意味でも、現状把握は重要な課題であると考えます。このことから、質問者のおっしゃっておりますように、農作業におけます事故があった場合は農業委員会への事故の報告をしていただくなど、事故の再発防止を出来るような取り組みも検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 農作業中の事故の実態を把握することで事故の原因が明らかにされ、そのことにより注意や改善がされ事故減につながるのではないかと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、②点目の今後の農作業事故の対策についてであります。現在の農家は、高齢者夫婦が多く、1人が事故により大怪我をすると、農地が維持出来なくなります。農作業中の事故は地域に深刻な問題をもたらすことから、今後の農作業事故の対策はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） やはり、近年、全国的に高齢者によります農作業の事故は多発しているという状況にございまして、農作業の安全確保の重要性については、ご質問者もおっしゃっておりますように、誰もが認めるところとなっております。

国では、農作業の安全確認運動と題しまして、コンバインなどの巻き込まれ事故の紹介や対策、農業機械の転落・転倒事故の紹介や対策など、また農業者のための労災保険の加入促進など、全国一斉に農作業の安全啓発活動を展開しております。斑鳩町も、今年度からこの運動に参加をしているところでございます。

この運動は、農業機械の安全使用を実践していただき、ヒューマンエラーをなくして農作業事故を未然に防止するための啓発運動でございます。町といたしましても、日ごろから農業者の方々と接する機会も多く、農作業の安全啓発の最前線にあると認識しておりますことから、農業者の安全意識の向上活動として、農業委員会を通じまして、農業者への啓発活動、公共施設でのポスターあるいはパンフレットの配布などによりまして、農作業の安全確認運動を実践をいたしてきたところでございます。

また、農協や共済などの農業団体におきましても、広報紙への掲載やパンフレットの配布などを実施をされていると聞いておりますことから、今後におきましても、農業団体と連携しながら、農作業安全確認運動が農家の方々に周知徹底出来ますよう、各種研修会あるいはイベントなどにおきましても、啓発活動を実践してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この件に関しては、ある自治体によっては、農作業安全対策として、春と秋の農作業安全運動の実施や、また農作業安全研修大会などの実施が行われ、農作業事故の防止の強化に積極的に取り組んでおられる地域もあります。当町も積極的に取り組まれています。これからも農業器機の安全講習や、また農地の改善も視野に入れながら、事故防止の強化について取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。



○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、ワクチンの助成についてということで2点の項目を挙げさせていただいておりますが、さきの質問者がこの①点目については同じ内容の質問をされたので割愛をさせていただきたいと思いますが、1点気になったのは、100%助成ということでされる方向でいってますが、県の補助が明記されてなかった点、国が2分の1で市町村が2分の1になっていたのも、何で県の補助がないのかなというのが非常に疑問に思いましたので、14日に県からの説明会があるということですので、そこで、何でないのかということと、ぜひ県も助成をしてほしいという要望を上げていただきたいと思います。うふうにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、②点目の質問に移らせていただきます。インフルエンザの予防ワクチン助成ということで書かせていただいておりますが、昨年、新型インフルエンザの流行を防ぐという観点から、町として妊婦さんや1歳未満の小児の保護者、さらに1歳から中学生に相当する方に、町単独でワクチン接種の費用助成を行っていただいたことについては、住民からも大変喜ばれており、私もこの点については、的確な判断とすばやい対応をしていただいたと高く評価をさせていただきます。

新型インフルエンザの流行は、現在鎮静化していますが、これから冬に向けてインフルエンザの流行シーズンを迎え、国内での再流行の可能性も続いています。また、インフルエンザによる重症化のリスクについては、これまでと変わらず、ワクチン接種の効果は2週間後から5カ月程度ということなので、昨年ワクチン接種を受けた方でも、重症化防止のため、インフルエンザワクチンの接種が必要です。また、ワクチンも、新型インフルエンザとA香港型とB型との三種混合ワクチンができ、接種も受けやすくなっており、特に免疫力の弱い高齢者や1歳から13歳までの子どもなどについては、接種していただきやすい体制づくりが必要だと考えます。既に、先日の厚生常任委員会の中で、今シーズンのインフルエンザワクチン接種助成の対象については明らかにされていますが、新型インフルエンザに対する認識も含めて町の見解をお尋ねしたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 新型インフルエンザのワクチン接種の助成でございます。

昨年、世界保健機構（WHO）により、新型インフルエンザのパンデミックが宣言されました。世界的大流行の宣言がされました。また、厚生労働大臣により、新型インフルエンザが発生したとも宣言をされました。その後、特に若年層の重症化や蔓延を防止するために、早急にワクチンを確保して免疫をつけなければならないということから、町の単独事業としまして、妊婦さん及び1歳未満の保護者の方、それから1歳から中学3年生までを対象に接種費用の助成を行ったところであります。

今年は、1つのワクチンに新型インフルエンザと季節性インフルエンザ、A香港型とB型を混合された3価ワクチンとなっており、10月からワクチン接種が始まっております。65歳以上の方は、昨年同様無料で受けていただいております。また、64歳以下の方についての接種費用につきましては自己負担となりますけれども、国の補助対象となります生活保護世帯や非課税世帯に属します方の接種費用は助成をさせていただき無料としているところであります。今年は、昨年のようなパンデミックの状況ではないことから、1歳から中学3年生や妊婦等への公費助成は考えておらないところでございます。11月には、「今シーズンのインフルエンザワクチン接種のお知らせ」を各戸配布し、接種方法や接種費用の助成等につきまして周知も図らせていただいたところであります。

また、インフルエンザの感染を防ぐためには、予防接種だけではなく、日ごろの手洗いやうがいの励行、またバランスのよい食生活や十分な睡眠をとることなど健康管理も重要でありますことから、12月広報でも「インフルエンザの予防について」という啓発も行ったところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 一定生活保護や非課税世帯に対しては、国の補助もあり、支援の体制をとっていただいている。また、65歳以上の高齢者については、これまでも無料で受けられるように町で措置をとっていただいておりますので、その点については評価をさせていただいております。

私は、1歳から13歳までの子どもについては、費用助成が必要ではないかと考えています。1歳から13歳までの子どもは、2回接種が必要なため費用がかさむ。例えば、子ども2人の家庭だと、4人家族で受けると大変高額なものになるため、2回必要な接種のうち1回分だけでも助成するという考え方は出来ないものかと思いますが、いかが

でしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 先ほども申しましたけども、昨年は世界保健機構により新型インフルエンザのパンデミック宣言がされ、感染の拡大や若年層の重症化や蔓延を防止するために早急にワクチンを確保し免疫をつけなければならないということから、町単独事業として、1歳から中学3年生までを対象に接種費用の助成を行わせていただきました。ところが、今年度はそのような状況ではないという認識でございまして、先ほども申しましたが、自己負担で接種をしていただくように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今年度については、今の答弁ですと、この方向については考えていないということの答弁になるかと思うんですが、今、私たち共産党の生駒郡の議員団の方で、子育て世代に対してのアンケートを実施させていただいております。その中に、今、私が申し上げました、4人家族で2人子どもがいて、子どもが2回接種をする、実に1万円を超えて非常に高額になることから、接種助成を検討してほしいという声が上がっております。今、言うてすぐ実施出来るかどうかわかりませんが、そうした声もありますので、今後、ぜひ実施を検討していただきたいと思っておりますので、これは強く要望しておきたいと思っております。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。2点目については、住宅リフォーム制度についてです。この制度については、地域経済の活性化へ波及効果が大きいということで、住宅リフォーム制度が全国的に広がっており、現在、175の自治体で実施をされているとのこと。特に、今年4月1日以降では、新たに43自治体で実施をされていることから、斑鳩町でも、低迷している地域経済を活性化させるため、実施に向けて研究、検討をしてみたいと思っておりますので、質問に挙げさせていただきました。

この住宅リフォーム制度は、住宅をリフォームしたい住民に自治体が一定の補助金を出すもので、工事を地元の中小零細建築業者に発注していくため、不況で仕事が減って困っている業者から歓迎されているとのこと。また、実際に実施されている自治体では、住民からも、助成制度のあるこの機会に思い切って家をリフォームしたいなどと歓迎されており、申請の動きも広がっているとお聞きしています。

斑鳩町でも、多くの住宅が築30年、40年となっており、ちょっとした壁の補

修から大がかりなものなど改修が必要な時期に差しかかっていると思います。現在、斑鳩町では、耐震改修についてや家屋のバリアフリー化に対する費用助成を行っていたいただいておりますが、今の制度では対象が限定されてしまうこともあり、より広い範囲でリフォーム助成が行えるよう、現在ある制度も活用しながら新たな制度として実施を検討してはいかがかと思えます。

既に、県下では広陵町が2005年から制度を実施していますが、上限10万円で工事費総額の10%をめどに助成しており、実績を見てみますと、制度導入時の2005年には39件の申請があり、出した助成金の総額283万円に対しまして、実際に行った工事総額は5,233万4,712円でした。現在、2009年までの実績が示されていますが、2005年からの5年間で申請件数は205件、助成総額は1,648万円で、工事総額は、何と3億4,994万1,291円と大きな経済効果が確認出来ています。私も、もっと大きな市などの規模でないと効果がないのかなと思っていたところ、斑鳩町と同規模の広陵町でこれだけの効果があるならば、ぜひ斑鳩町でも実施を検討するべきではないかと思えます。

広陵町では、昨年の5月の段階で90件の業者が登録を行っておりますが、斑鳩町でこの制度の対象となる業者がどれくらいあるのか、また町内業者の現状と制度実施時の効果についてはどのように考えているのか、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今、ご質問いただきましたこの制度でございます。これは、まず国の方では、既存住宅流通活性化等事業という事業がリフォームの制度にございます。

当町内の業者ですけれども、商工会の会員の中で、今現在、約80の事業所がございます。

国の制度でございますけれども、これは一定登録をされた採択業者に限って、その業者が要件を満たす住宅リフォームの事業に対して補助をされると、こういうことになってございます。この国の制度に登録をされております斑鳩町の業者は、1件ということになってございます。

この国の制度でございますけれども、一定の要件を満たします事業につきましてリフォーム業者に費用の一部を助成をされるというところでございますが、広陵町におきましては独自の補助制度ということで運用をされておると聞いております。この制度で

ございますが、広陵町の方で質問者のおっしゃっていただきましたような件数の補助事業が実施をされているところがございますけれども、リフォームにつきましては、この制度があるからリフォームをされたかどうかといったところが、効果として判断がなかなか難しいという状況でございます。まず、先ほど申しました国の制度がございますので、まずその国の制度を優先的に利用をしていただくということをお願いをしたいと思っております。

当町は、先ほど質問者がおっしゃっていただきましたように、耐震改修補助事業等もございます。こういったこともご利用をいただきたいと思っておりますけれども、そういう状況の中で、当町といたしましては、この効果が明確にわからないという状況でございますので、当面広陵町のような独自の事業を導入するといったことは、今、考えていないといったところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 効果について、実際にその補助金を出してこれまで以上にその申請件数がふえたのかどうかという効果ですね、については、今後、ぜひ研究をしていただきたいなど。効果が見込めるようであるのならば、ぜひこの制度、独自の制度についても実施を検討していただきたいというふうに思います。

それと、部長、国の制度について、今の段階ではその推進を図っていくということですが、その国の制度を使おうと思っても、先ほど登録しているのが1件だけというふうにおっしゃいましたが、国の制度を使おうと思うと、じゃこの1件のところにしか発注をお願い出来ないと、そういう状況になっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者おっしゃっていただきましたように、現在、国の事業での採択をされているのは1件ということで、その業者さんに事業をしていただく必要がございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その要件が厳しいのか、その辺のところがちょっとまだわからないんですけども、せつかく国の制度もあるのであれば、もうちょっと登録を呼びかける方向でも、商工会さんを通じてとか、色々働きかけをしていただきたいなというふうに思います。独自の制度の研究も必要ですけども、せつかくある制度でしたら、もっと広く住民の皆さんに使っていただけるようにするべきだと考えますので、その点につい

でもあわせてお願いをしておきたいと思います。

そうしましたら、次の3点目の質問に移らせていただきます。3点目として、高齢者対策についてです。初日に可決をされた総合計画でも示されたように、今後、町内でも高齢化が大きく進んでいこうとしています。また、これまでに、マスコミでも独居老人の孤独死などが報道されていますが、近年、近所付き合いなどが低下する中で、高齢者世帯が世間から隔離されたような状態に置かれていることが少なくなく、高齢者の単身世帯、いわゆる独居老人や高齢者夫婦のみの世帯への対策がこれまで以上に必要になってくると考え、質問に挙げさせていただきました。

では、①点目の町内独居老人世帯の把握と、現在町が行っている支援制度の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、独居老人世帯数の正確な数値につきましては、国勢調査による数値でしか把握が出来ていない状況であります。平成22年度に行われました国勢調査につきましては現在集計中ではありますが、平成17年度の数値は、独居高齢者は640人、高齢者のみの世帯は894世帯となっております。

また、現在、町が行っております独居老人や高齢者のみ世帯を支援する町の施策、サービスといたしましては、愛の訪問サービス、緊急通報装置貸与事業、配食サービスの3事業を、高齢者の見守りを目的に行っております。これら3事業とも65歳以上の独居高齢者や高齢者のみ世帯等を対象として実施をしており、愛の訪問サービスにつきましては、居宅に乳酸菌飲料を配布することで、高齢者の健康の向上と安否確認を目的としており、平成21年度では88の方がご利用をされておられます。

次に、緊急通報装置貸与事業につきましては、急病等の緊急時に、協力員や消防署等により、迅速かつ適切な対応が図れますように緊急通報装置を貸与するものであり、平成21年度では100の方がご利用をされておられます。

次に、配食サービスでございますが、居宅に栄養バランスのとれた食事を配達することで高齢者の安否確認を行うサービスでございます。平成21年度では72の方がご利用をされておられます。

これらの事業は、今後、ますますふえていく高齢者の方々の安全を確保する上で有効なサービスであることは町の方でも認識をしておりますので、より一層普及啓発に努め利用者の拡大を図っていきたいと考えております。

また、一方、現在町が行っておりますこれらの見守りサービスだけでは、見守り体制としては万全ではなく、民生児童委員や小地域福祉会、あるいは自治会等が協力をして地域ぐるみで見守っていく活動も重要であると、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、次に、県内、町内での孤独死の状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 県内での孤独死の件数につきましては、奈良県の長寿社会課、統計課及び奈良県警察本部に確認をいたしましたところ、孤独死についての統計はないとのご回答でございました。

孤独死については、明確な定義がなく、警察庁の死因統計上では変死に分類をされ、この変死の中でも検死や司法解剖等により死因特定をした結果、早い段階で他の方の適切な介護があれば救命出来た可能性のあるケースなどが孤独死と呼ばれているところでございまして、また死後長時間経過して遺体が傷み死因特定が困難なケースも多いことが統計を困難にしている原因ではないかと考えております。

次に、町内においての件数でございますけども、今年10月に町の配食サービスをご利用されている89歳の独居の女性がお亡くなりになったケースが1件ございまして、それを把握しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 統計上、孤独死の数字について、県の方の数字はわからないということですが、共産党の県会議員団が調査をした数字がありますが、2003年では171件、2004年で162件、2005年で234件、2006年で251件、2007年が274件、2008年が268件、2009年が253件、そして今年の8月までで203件ということで、年々増加している傾向が見られています。

そして、今、部長おっしゃったように、町内でも今年1件あったと。私も、このことがありましたんで特に孤独死の数についてお尋ねをしたんですが、やはり今後、こうした状況を生み出さない体制づくりが必要だと思います。その点と、③点目の質問にもかかわってくるんですが、今後、高齢者対策としてこの支援体制をどのように充実をさせていこうと考えているのか、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今後の高齢者への対応でございます。町としましては、先ほど申しましたように、愛の訪問サービス、緊急通報装置貸与事業、配食サービス等の見守りを目的としたサービスの周知徹底を図り、利用者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、民生児童委員、また小地域福祉会や自治会の皆様との連携を図り、独居老人や高齢者のみ世帯を地域ぐるみで見守っていくことが重要であると認識しておりますことから、この皆様方へのご協力をいただくことによって、また孤独死の防止策になるのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、大切なのは、その見守りの体制をどう充実していくかということが、本当に今後重要になってくるのかなあとというふうに思います。町の制度については、今後さらに充実を図っていただくということでおっしゃっていただいておりますので、地域の小地域福祉会などとも協力をし、また民生児童委員さんなどにも協力をしていただき、この体制を充実していくこととあわせて、高齢者世帯だけで日常的に困るようなことも出てくるのかなあと。

1つは、お聞きしているのは、ごみを出すのが非常におっくうになって大変になっているという状況をお聞きいたします。ある新聞で読んだんですけども、そうしたごみを出すのが困難な世帯に対して、あれは市の職員さんになるんかと思いますが、声をかける、見守りをするのと同時に、ごみを玄関口からごみ捨て場まで持っていくというような体制をとっているというような報道を見たことがあります。

今後、高齢化が進む中で、介護保険とかそういうところで対応出来ない部分というのも出てくるのかなあと。そうした世帯全部を職員が回るということは難しいと思いますが、もちろん職員さんだけじゃなしに、地域のそういった小地域福祉会などの協力もいただきながら見守ると共に、そうした日常的な支援の体制も研究充実をしていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。次に、4点目として、定住促進施策についてお尋ねをいたします。これも、第4期の総合計画に、「定住促進を図る」ということが明記をされており、多くの方に斑鳩町に住んでいただき、町の活性化を図ると、このことは非常に大切でありますので、この取り組みには力を入れ、色々な角度からの研究を行っていただくことは必要かと思っております。



そうしたことから、今回、2点お尋ねをしたいのですが、まず①点目には、既存民間住宅の借り上げによる公営住宅の供給についてと書かせていただきました。これは、総合計画の中にこのように書かれてあるもので、これから具体化されていくものであるかとは思いますが、今後、どのような考え方でこの取り組みを進めていこうとしているのか、現時点での考え方についてお尋ねしたいと思ひ項目に挙げさせていただきました。

それでは、まず、これまでの整備計画と今後の需要についてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町営住宅の整備計画でございます。平成13年度から平成22年度までの計画といたしまして、町営住宅ストック総合活用計画を作成しておりますけれども、本計画におきましては、当初、平成22年度までに150戸の町営住宅を供給する計画となっております。しかしながら、社会情勢及び住宅需要の変化や町の財政的な問題等もございまして、現在、管理戸数は109戸となっております。

また、住宅需要につきましては、ストック計画策定当初には、平成9年から平成12年の平均で約10倍程度の抽選倍率がございましたが、平成19年から平成20年度におきましては、平均3.4倍と減少をしているところでございます。

このような状況の中で、今後、予防保全的な維持管理を推進することにより、町営住宅の長寿命化を図りまして、コストの縮減につなげていくことを目的に、公営住宅長寿命化計画を策定していく予定でございます。その中で、住宅供給量についても見直しの検討を行う予定にさせていただいております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした、これまでの計画から長寿命化に見方を切りかえていくということで充実をされていくという方向ですが、このタイトルにもなっています民間の既存住宅を借り上げていくということは、非常によい目のつけどころかなというふうに思っています。近年、一戸建てもそうなんですけども、民間のマンションやアパートなど空き部屋が非常に目立つようになってきており、そうしたところを公営住宅として活用していくという考え方は、非常に効率的でもあるかなと思います。これまでは、町が住宅を建てて非常に高いコストがかかっていたかと思いますが、民間の住宅を借りることで低コスト化が実現出来るのかなというふうに思っています。

また、これまでの取り組みと、今、申しあげましたコスト面での比較も今後お示しを

いただきたいなというふうに思いますが、こうした民間の住宅を借り上げるとなると、家賃の差額等が出てくるかなと思いますが、こうした財源についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者おっしゃっていただきました民間住宅の借り上げによります家賃の差額についての財源ということでございます。この財源といたしましては、今、国の方で、入居者の家賃と近傍家賃との差額、この差額につきまして国の補助がございます。内容といたしましては、その差額につきまして、国から家賃対策補助ということで、2分の1が補助されます。また、その残りの2分の1につきましては交付税措置がされるということになってございます。こういう制度がございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、お聞きしますと、国の補助で、言うたら差額が埋まるのかなというふうに、こういうことであれば、その住宅の供給についても柔軟な対応が出来るのかなあというふうに考えます。これまでは、望んでも入れなかった人が出るのは、一定戸数が決まっていたのでやむを得なかったかなあという面がありましたが、今後は、その需要があれば、それに見合った物件を探して、その条件の折り合いがつけば、需要に対してでき得る限り、100%に近い住宅の供給が出来るのではないかというふうに考えていますが、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者おっしゃっていただきましたように、民間住宅の借り上げ等につきましてでございますが、この町営住宅の供給に関しまして、先ほど申し上げました公営住宅長寿命化計画の策定を今後させていただきます。その中で、目標戸数、あるいはそういった既存木造住宅の借り上げ、それとその財源、また今後も色々であろうかと思えます。そういったことも含めて検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） できる限りその基準に合った方、申し込まれた方で基準に合った方が100%入れるという方向性でもって検討をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

それと、もう1点ちょっと気になるんですが、興留住宅など耐震性のない町営住宅に現在も住んでおられる方がおられるかと思うんですが、そうした方は移転を必要としているというふうに思うんですが、そういう方の対応についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまのご指摘のように、興留東団地、あるいは正隆寺団地、高塚団地という昭和28年から32年に建築をされました各団地がございます。この各団地も老朽化が進んでおまして、現在、入居者の方々には、ほかの団地、追手であったり長田住宅、あるいは目安北団地への移転入居を勧めているところでございます。平成21年度には、興留東団地から目安北団地へ1件の移転入居が完了をしております。移転入居に関しましては、やはり家賃の値上がり、あるいは地域のコミュニティの問題など課題は少なくございません。そういったことがございますが、今後も引き続き勧めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 移転が難しい状況として、理由が色々あるかなあというふうに思うんですけども、特に家賃等の理由によって移転出来ないという状況が多いのかなというふうに思います。お聞きをしますと、やはり家賃、新しいところに移ろうと思うと数万円の家賃の差が出てきてしまってそのために移れないという話もお聞きをしますので、出来るだけやはり早期に移転していただくということも含めて、安全性をやはり確保していただきたいと思いますので、今後、民間の借り上げ等も進める中で、そこはやはり柔軟に対応していただいて、住民の皆さんの安全を確保していただくということで進めていただきたいと思います。

そうしましたら、②点目の新婚家庭の家賃補助についてお尋ねをしたいと思います。この点については、以前も一般質問をさせていただいたことがありますが、そのときは非常に費用がかかり過ぎるということでしたが、当時比較をしていたのは、大阪で実施されている制度で、金額も月2万円の助成を行っているということから、実際にそのとおりにやるとものすごい金額になるということから、町独自で行うのは難しいということであったかなあと思うんですが、大阪と斑鳩では事情も違いますし家賃の額も大分違うと思いますので、実際に斑鳩で実施しようと思うと、助成金額をもっと低くして実施が出来るのではないかなというふうに考えます。

そして、何よりもやはり斑鳩町として子育て支援策というのは、この間ずっと充実をさせてきております。そうしたことから、近隣の町からも、斑鳩に移りたいなあという声をよくお聞きします。ですので、そのきっかけをつくっていく施策として、ぜひ新婚家庭に移り住んでいただいて、これから子どもを産み、斑鳩をふるさととして過ごしていってもらうための施策として検討してはいかがかなあと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この新婚家庭の家賃補助の実施につきましては、平成15年6月議会でご質問をいただき、一定のお答えをさせていただいているところでございますが、奈良県下におきましては、いまだこの新婚家庭への家賃補助制度というのは実施をされていない状況でございます。

また、近隣では、大阪府住宅供給公社、大阪市住まい公社、兵庫県住宅供給公社、神戸市住宅供給公社、堺市住宅供給公社等が実施をされておりますけれども、それらはそれぞれ公団を抱えており、その空き部屋等を利用しての新婚家庭への助成をされているところであります。

本町といたしましては、少子化対策事業につきましては、今年3月に策定いたしました次世代育成支援後期行動計画に基づきまして、中学生までの医療費の無料化、小・中学校の30人学級の実施、またH i bワクチン接種費用の助成、新生児訪問、各種がん検診の実施や、昨年は新型インフルエンザ接種費用の助成、また幼児2人同乗用自転車購入費の助成等の各種事業を展開をしてきており、より安心して子育てが出来る環境づくりを進めているところでありまして、質問者が申されております事業につきましては、現在のところ実施については考えておらない状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 現在ほかに実施をしているところは、公団を持っていて、それによって実施をしているということですが、今先ほどの質問の中にもありました民間の借り上げですね、これによって住宅の供給については確保出来るのではないかなど。よそで実際実施をしているところも、収入によって、所得によって制限を設けており、誰でも入れるというふうにはなっていないと思うんです。

やはり、この施策を実施するに当たって、補助している間はいいいけども、それが終わ

ったらまた出ていってしまうんじゃないかと、そういう心配の声もあるんですが、私はやはりそこは、斑鳩町が持っている魅力によって定住をしていただけるのではないかと。特に、やはり子育て支援には、何度も言いますが、力を入れてきております。住んで斑鳩町が過ごしやすいということになれば、定住をしていただけると考えますので、部長、今、なかなか今の段階としては考えてないということですが、財政的な面からも検討をしていただいて、今後、ぜひ実施に向けて調査をしていただきたいと思いますというふうに、これも要望をしておきたいと思います。

そうしましたら、5点目の質問に移らせていただきます。5点目として、子育て支援施策の充実についてということで書かせていただきました。

これまでも、何度も申しましたが、斑鳩町では子育て支援に力を入れており、今年の4月から子どもの医療費を中学校卒業まで無料にするなど近隣の町よりも進んだ取り組みを行っていただいていることに対しては、高く評価すると共に、多くの保護者からも喜びの声をお聞きしています。

しかし、現在の社会情勢では、特に仕事と育児の両立はなかなか難しい状況があります。現在、先ほども申しましたが、日本共産党の生駒郡議員団で、子育て世代の皆さんにアンケートのご協力をお願いしています。多くが女性からの返信になるのですが、寄せられた返信内容は、とても切実で、仕事と育児の両立はなかなか出来ないのを助けてほしいということが多く書かれてありました。

そうしたことから、この5点目についても、アンケートで寄せられた子育て世代の声を町政に反映させ、今ある子育て支援の施策をより充実、前進させていきたいという思いから質問に挙げさせていただきました。

それでは、①点目なんですが、病児・病後児保育についてですが、これまでも私も一般質問させていただきましたし、以前にも先輩議員も一般質問をされております。町としても、そうしたことから、病児・病後児保育の必要性については認識をされているというふうに私も理解をしております。

アンケートでは、以前仕事をしていたが、子どもが熱を出すと保育園に預けられないので仕事に行けないという声や、また保育料も問題ですが、子どもに合わせて仕事をするには、時間も問題になるし、体力面でも不安になります。本来ならば、働かないで済むのならよいのですが、経済的に苦しいのが現状ですという声。さらに、夫婦して大阪市内でフルタイムで働いているため、子どもが急病にかかると大変です。近くにサポー

トしてくれる人はいません。同居していた母は、祖母の介護のため九州へ移ってしまいました。今、切実に困っていて胃が痛い毎日です。こうした声が寄せられております。

そうしたことから、病児・病後児保育というのは、本当に、今、早急にやっぱり必要なものだなあというふうに私も認識をするのですが、しかし、これまでの議論の中でも、医師の確保や、さらに施設を新たに設けるとなると、町単独での実施は難しいということでもありますので、そうしたことが町の方でも答弁されています。本来でしたら、県が計画性を持って事業を展開していくべきだと私も考えますが、なかなか県が重い腰を上げようとはしていません。ですので、町からも積極的に県に対して引き続き働きかけをしていただくと共に、郡や広域7町での実施も視野に入れて具体的に行動を起こしていただきたいというふうに思うのですが、前回の質問以降の状況はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 病児・病後児保育の実施につきましては、今年の9月議会でのご質問に対しまして、今後、町単独ではなく広域的に検討をしていく必要があるというふうにお答えをさせていただいているところでございます。でも、現段階におきまして、まだ進んでいない状況でございます。

ただ、この事業の必要性は理解をしておりまして、今後、生駒郡4町、または広域7町の担当者による会議等を開催し、広域的な方向性を研究していきたいと、このように考えております。

また、実施するには、質問者もおっしゃいましたように、医療機関でのこの事業の展開をすることが、人員基準や設置基準を満たしやすいというようなこともございまして、広域7町には県立病院もあります、そういった施設で事業実施出来ないか、県に対して働きかけることが出来ないかといったことも含めて研究をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長おっしゃっていただきましたように、担当者レベルでもぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますが、町としてやはりイニシアチブを発揮しようと思うと、町長にもぜひ積極的に、県や郡、また広域の7町に働きかけを行っていただきたいと思っておりますので、町長の見解についてもお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員のご質問で、いつも出てくるのは、県や、あるいは広域、あるいはそういうことで町長が働きかけよということでございますけども、今、特におっしゃってますように、私はやっぱり生駒郡の共産党の議員団が、色々とアンケートをとられた。やっぱり、生駒郡にも共産党の県会議員がおられますから、その中で、今、12月議会をされてますから、そういうことを十分に言っていただいて、そういうことをやっぱり県議団の中でもやっていかなかったら、先ほども、県は子宮頸がんのワクチンはどうなりますかというよりも、今、県議会やっているわけですから、そこらのことを十分察知して、我々も努力しますが、やはり県が、あるいは国が、現在考えたら、国も県もお金がないということで、今、四苦八苦しってます。四苦八苦しなながら、子ども手当でも2万円にしようということでやったかて、2,400億円も足らんと。そしたら色々と思案をされてますから、そこらのことを十分察知しながら、我々もこういう関係等については努力をしますが、やっぱりある程度の難しさというのもあると思いますので、そういう点については今後とも研究したいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町長の方からも、共産党としても頑張りなさいというふうにおっしゃっていただきましたが、当然、共産党の方でも、県議会で要望も追及もさせていただきます。町長の方も、今後、頑張ってくださいというふうに決意をおっしゃっていただきましたので、ぜひよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、それでは②点目の方に移らせていただきます。土日祝日などの休日の保育体制の充実についてということで書かせていただきましたが、これについても、アンケートで要望の強かった声でした。土曜日については、平日に比べて仕事が休みのところが多いとは思いますが、実際に土曜日働いておられる方もおり、そうした方から、土曜日も平日と同じように保育園を運営してほしいという声や、日曜・祝日についても、奈良市が行っているようなファミリーサポートセンターのような体制をつくってほしいという声が寄せられています。既に、今年の3月に次世代育成支援行動計画の後期計画がスタートしていますが、こうした声にこたえ、土日祝日などの休日の体制も充実をしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、町立保育園の土曜日の保育時間につきましては、

早朝長時間保育、通常保育、午後の長時間保育を合わせまして土曜日は7時半から午後2時までとしているところでございます。また、日曜日及び祝日につきましては、休日としているところでございます。

土曜日の保育時間について延長を出来ないかというようなことでございますが、現在、土曜日、日曜日の週休が定着をしてきています中、土曜日の利用者は全園児の約1割程度でございまして、需要は少ないという認識をしており、現時点では保育時間の延長は考えておりませんが、今後検討をしてみたいと、このように考えております。

そのため、広域保育を利用させていただきますか、または町内の子育て支援サークルや近隣の私立保育園の託児サービスがございまして、今はそれらをご利用させていただきますよう啓発を進めてみたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） お隣の平群町では、今、申し上げましたように、土曜日については平日と同じように運営をされているということですので、斑鳩町でも出来ないことはないと思います。

それと、今、実際に土曜日利用されているのが1割程度だというふうにおっしゃいましたが、働いている人は、今、土曜日昼までというような会社というのはなかなかないと思います。休みのところは、平日に比べたら多いと思いますけども、そうした方が土曜日逆に、2時までしか保育園やっていないから預けられないという状況も逆にあると思うんです。ですんで、実際に土曜日を平日と同じように運営したらどれぐらいの方が利用すると、利用したいと考えているのか、ぜひアンケートを行っていただきたいなど、それに基づいて検討をしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ただいまの質問でございまして、保育園の入園の申し込みには、勤務証明や長時間保育申出書の添付が必要となってきております。それらの分析をしてみましても、土曜日の利用の申し出は、質問者もおっしゃいましたように、土日のお休みの方が多くなってきてございまして、先ほどの答弁した率、1割程度でございました。

そういった中で、アンケートをとということでございますけども、やはり今の保育園の方にアンケートをとりましたも1割程度になろうかと、このように考えますので、今のところこのアンケートについては、ちょっと考えておらないところでございます。



○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうして推測で判断するのではなく、やはりきちっと実態調査をして的確に今の状況をつかんでいただきたいなど。近年、働き方というのも目まぐるしく変わってきています。特に、正規労働から非正規労働に変わっていく中で、本当に朝早くから夜遅くまで働く方、それでも収入が非常に少ないということで幾つも仕事をかけ持ちされる方というのがふえてきている状況です。

ですので、一つは実態をきちんと把握して対応していただきたいというのと、もう一つは、1割程度だということであっても、やはりその1割の方が、夜まで子どもを預けられないがために仕事が出来ないといった状況があるのならば、それはやはり規模を縮小して、土曜日働く保護者の要望にこたえて平日と同じように運営をしていただきたいと思いますが、この点について再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 近隣の、今、おっしゃいました平群町の保育園でも土曜日は夕方までやっているということでございます。その中で、保育園の土曜日の利用をされている割合というものをちょっと聞きましたら、全保育園児の10%から30%弱という数字でございました。そういった中で、ほかのところを見ても、20%弱ぐらいの数字をつかんでいるところでございます。こういった中を見ても、やはり土曜日は利用者が少ないのかなと、このように今の段階では認識をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 部長、僕の申し上げているのは、部長さっきから数が少ないからやらないというようなことで答弁されていますけども、そうじゃなくて、数が少なくても、やはり今の働く保護者の実態に合わせて保育体制を充実していただきたいというような趣旨で質問をさせていただいているんです。平群のこともおっしゃいましたけど、実際に1割から3割の方が預けられているという状況、これ斑鳩町と比べると、やはり2割多いわけですね。ですから、きちんと実態を調査していただくと、そういう結果が出てくるのじゃないかなというふうに私は思っています。

ですんで、ぜひその点については、働く保護者の育児と仕事を両立出来る支援体制を充実するというので、最初、部長、答弁のときに検討するとおっしゃっていただきましたので、もうこれ以上言いませんけども、その点についてはもう一度見直していただ

いて充実の体制をとっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。最後の質問になりますが、学童保育の充実についてです。現在、斑鳩町では、夜の6時半まで学童保育については運営をいただいておりますが、これもアンケートでは、時間を延長してほしいという声が寄せられています。保育所は8時までだが学童が6時半までなので、料金を払ってでもいいから、せめて7時ぐらいまでお願いしたい。現在、仕事が遅くなりそうな日は、かぎを持たせて1人で帰っているという声や、保育所は8時まで預かってくれるのに、小学校は学童が6時半までと聞いています。大阪の守口まで仕事に行っています。近所に両親もいなくて、夫婦のみで子育てをしています。仕事の方も継続をしていきたいと思っていますので、学童の充実か地域のサポートを期待していますという声が寄せられています。こうした声にこたえた学童の時間延長についてはどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 学童保育におけます保育時間が、平日は放課後から午後5時まででありますけども、最近の状況にかんがみ、また女性の就労状態の変化や保護者会からの要望にこたえるべく、保護者の方の仕事等でやむを得ない理由のある場合には、開室時間を延長し、平日は放課後から午後6時30分まで、土曜日及び夏休み、冬休み、春休みの学校休業日には、朝7時45分から18時30分まで開室をしております。

また、保育時間や利用料につきましても、近隣の市町村と比較しまして、保育時間も長く利用料も低い状況であり、昨年度には2つの学舎を建設をし、さらに学童保育の充実を図り利用しやすいものになっていると考えております。

保育時間の延長につきましては、昨年度、保護者会からも午後7時までの延長を出来ないかというご要望がございました。現在、保育士、幼稚園教諭の有資格者を条件として指導者を雇用しておりますけども、例年、募集を行っても、その指導者がなかなか人数が集まらない状況でございます。また、延長するにおいても、指導員の確保が困難なことから、保護者会においてもご理解を得て、現在の終了時刻で保育を実施しているところでございます。

現在の終了時刻以降の保育を希望する保護者の方につきましては、先ほども保育園のところで申し上げましたように、町内の子育て支援サークルやシルバー人材センターの

託児サービスのご利用をしていただきたいと、このようにお願いをしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 部長、今、答弁の中で、学童を利用されている保護者会の方からも時間延長について要望があるということで、その指導員が確保出来ないという理由をおっしゃっていたと思いますが、では逆に、指導員が確保出来れば、時間延長については実施をされるというお考え方でおられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保護者会のご要望は7時まででございましたので、そういった指導員の確保が出来ましたら7時までということも検討をしていかなければならないのかなど、このように思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私が紹介した声の中では8時までという方もありましたので、検討としてはぜひ、学童というのも、やはり保育所と同じように、担当が厚生労働省で保育ということで実施をされているというふうに思うんです。ですんで、保育園から小学校に移っても、きちんとやはり保育の足りない子どもに保育を実施するという考え方でもって対応していただきたいなど。

ただ、町の方にも都合があるかとは思いますが、それはやはり、私も実施をしていく中で、やはり徐々にというんですか、延長出来る形をとっていきいたいなあとというふうに思っています。ですので、その指導員の確保が出来れば延長をされるということですので、今後、指導員をどのように確保していくのか、この点について、私も研究をしますが、町の方も研究をしていただいて、出来るだけ早期に実施をしていただきますように強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

---

（午前11時10分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に、子どもたちが伸び伸びと過ごせる空間についてということで挙げさせていただきました。その①つ目といたしましては、最近、先ほどの議員も申し出ておりましたように、私たちは子育てアンケートをとる中で、色々な若い方たちと知り合ってお話をする機会を得ることが出来ております。そんな中であって感じたことを今回挙げさせていただきます。保健センターのサークル事業を終了した人々が、自分たちでまた自主的なサークル活動をしておられるという状況があるように思うんですが、町はそのサークル活動などについて把握をされているのかどうかということをお尋ねをまずしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保健センターの方で、安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン斑鳩町母子保健計画に基づき母子保健事業を実施しておりますが、その一つとして、親の育児力を高めるために、また親同士の交流を図り親の孤立化を防ぐために、子どもの年齢に応じて子育て教室を開催しております。1歳までの乳児期には、離乳食教室、わんぱく広場があります。2歳からのちびっこサークルでは、発達に応じた集団遊びや親同士のグループワークを中心に実施しております。

しかし、地域では、相談相手が少ないことや子育て中の友達が少ないなどがあり、終了後も自主的に集まり、お互いに育児について情報交換等を行い育児不安の解消に努めておられます。このようなことは非常に大事なことであるというふうに考えております。

そのような中で、親子が気軽に集える場が必要なことから、子育て支援センターにある「つどいの広場」や消防コミュニティセンター、公民館などの町内の公共施設の利用方法も紹介しております。

現在、保健センターでは、自主グループとして、ママグループ、パパグループを合わせまして6グループを把握しており、自主グループの運営について相談を受けるなど自主活動の支援も行っているところであります。

親子が自由に遊べる場所や集える居場所づくりは、地域の人々との交流を深める機会にもなり、また安心して子育てを楽しむことにもつながってまいります。このようなグループがふえることが子育てには望ましいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君）　こういう方たちに公共施設の使い方なども説明をしていたりしているということなんですけれども、先日聞きますと、自分たちで何か行事をしようとしたときに、道具などがなくて、どこへ言えばこういう道具が貸してもらえらるだろうとか、色々悩みながら、そしてまた私の知っている自主グループの方は、先日消防署の方へ見学に小さい子どもさんを連れていかれたという、そういう積極的な活動をされております。また、自分の子どもが病気になったり、何かいざというときに、親がそばにいない場合、お互いに助け合っておられる。こういう状況も、私はよくお話としては聞いております。今、部長の答弁にもありました、こういう活動こそが大切な活動であるというふうに私も思っております。特に、幼稚園へ上がる前であったりする年齢の子どもさん、本当に小さい乳幼時期の子どもさんを持つ親御さんは、1番目の議員もおっしゃられてましたうつの対策、2人目を出産をするのに妊娠をされている、上の子がおるといようなとき、色んな状況がございます。こういうときにこういうサークルをするということが非常に重要な状況にあるのではないか、こういうことがどんどんこの斑鳩町で行われることを私も望んでおります。

そこで、②つ目の質問なんです、こういう小さい子どもさんたちとママサークル、パパサークルという活動を行われる場合、お聞きしていると、やはり畳の部屋が、小さい子どもが多いので使いやすい。でも、中央公民館が一定の和室広さがあるんですけれども、その中央公民館であったり、また特にどの世代にも人気があるのが消防コミュニティセンターなんです、これはほんとに予約がうまくなかなか思ったようにとれないということも聞いております。特に、こういう小さい子どもさんにかかわるサークルは、午後からはどうしてもお昼寝をするという状況もあつたりしますので、午前中に活動をされるというケースが多くて、なかなか思うように平日の午前中にこういった和室になっているような施設の予約がなかなかとれない、使いたいと思う日にとれないという声もお聞きしておるんですが、その点については、町はどのようにご認識をされてますでしょうか。

○議長（中西和夫君）　栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君）　今、公民館の和室の話が出ましたので、公民館につきまして私の方からお答えさせていただきたいと思っております。おっしゃるとおり、公民館の和室につきましては、平日の午前中というのは非常に利用者が多くございまして、一般の方々が突然来られて希望されてもなかなかとりにくいという現状であるというふうに認識はい

たしております。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 消防コミュニティセンターの状況についてでございます。ご存じのように、消防コミュニティセンターにつきましては、まず災害発生時における応急活動の地域拠点として、そしてふれあい豊かな地域社会の育成を図る施設として建設をしたものでございます。こうした目的にかなった形で、現在、地域の自治会や子ども会の活動、子育て自主グループの活動、あるいは教養・文化活動を目的としたサークル活動等、地域コミュニティを育む場、そして生涯学習を支援する場として、多くの方々、多くの団体やグループの方々にご利用をいただいているところでございます。

この施設につきましては、エアコンやガスコンロをお使いになった場合につきましては、別途その使用料をいただいておりますが、施設の使用料については無料ということもございまして、利用しやすいということで、質問者がおっしゃっておりますように、平日の午前中につきましては、稼働率で言いますと83.2%でございます。そうした中で、あいている日もあるわけでございますけれども、他の団体と申し込みが重複することから、利用を希望される日時には予約が出来ないことがあるというふうには聞いてございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私も、そういう自分たちで、その後も、幼稚園へ行き学校へ行きしても、そういう乳幼時期の保健センターで始まったサークルを通じて、自分たちで仲良く助け合っている若いお母さん方が、この斑鳩町で生活をしていく中で、さらにどんどんこういうサークル活動、子どもさんが小さいときのサークル活動をどんどん活発にさせていただいて、そして子どもが大きくなっても、色々な助け合いをしていけるような環境、こういうものが必要ではないかなあというふうに考えております。

それプラス施設の関係におきましては、今現在、団塊の世代と言われた方が退職をなさって再就職をされている状況もありますけれども、いずれ間もなくこういう方たちの再就職も終わり、地域の色々なコミュニティという問題が出てくると思います。そういうコミュニティを醸成するための施策というものを町の総合計画の基本構想に基づいて、また色々な施策を展開していただきたいということを思っております。

そして、③つ目なんですけれども、お天気のよい日は外で体を動かして元気よく遊ばせたいという声も聞きます。幼稚園や小学校というのは、一定、園庭や校庭で走り回っ

て遊んだり、通園や通学、こういうときにも歩いたり色々する機会があるんですが、3歳までの、就園までの子どもさんたちが、やはり元気よく遊べる。これは、その子ども自身の健康のため、健全な成長のためにも必要なことですし、また保護者にとっても、外へ出ていくという、家の中にこもらず外へ出ていくという状況が好ましいというふうには私は思っておりますが、なかなか適当な公園、広場がないという声をよくお聞きしますが、これにつきましては、以前から私も、町有地につきましては、出来るだけ広く開放をしていただきたいというようなことを申し上げてまいりました。今年度も、自治会連合会の皆さんと懇談をしたときに、生き生きプラザ斑鳩が出来てよかったと。だけでも、その後ですね、旧の保健センターや旧の社会福祉協議会の建物は一体どのように使われているんですかと。企業だったら、そういう財産などについては必ず有効利用しているという感覚をお持ちのご意見をいただいたというような状況がございました。

私も、それを聞かしていただく中で、きっと斑鳩町の皆さん方も、ああいうふうにはフェンスをして、柵をして入れない。けれども、ずっと長年置いてあるという状況の土地を見る中で、いやあ、ちょっとここで遊ばしてくれへんやろか、こういう土地を、子どもたちの遊ぶ、そしてまた特に小さい子どもらは運動不足になる、小さい子どもらが遊べる、集えるって、そういう状況にならないだろうかというふうにお感じになっても、今の時代の流れの中では、もっともなことではないかなというふうに考えております。

この町有地も、資料も出していただきましたけれども、住宅の跡地であったり、色々町が持っている、そこそこ一定の広さのある土地もございます。この土地について、今後、そういう住民の要望にこたえていくという姿勢があるのかどうか、お聞かせをいただいております。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今、ご指摘のいわゆる利用目的が現在のところ定まってない町有地でありましたり、いわゆる遊休財産について、例えば公園でありましたり広場として開放出来ないのかといったご質問でございます。現在、遊休財産につきましては、町の方で草刈りの実施等必要かつ最低限の維持管理のみを行っているのが現状でございます。

しかし、現在におきましても、一部のそうした遊休財産につきましては、地元の自治会で維持管理をしていただきながら、多目的広場でありますとかゲートボール場としてご利用をいただいているところもございますことから、安全上問題がなく、地元で維持

管理をしていただけるなどの体制が整うということをございましたら、私どもが第4次総合計画で掲げておりますように、「住民と行政の協働のまちづくり」といった趣旨からも、ご利用いただくことにつきましては効果があるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そういう方向を持っていただいておりますけれども、一般の住民さんから見れば、そういう状況を打開するのにどうすればいいのかということがよくわかりません。町のそういった姿勢を、一般の住民の皆さん方にもわかるようにきちっと意思を伝えていただきたいと思います。そうすれば、一般の住民の方たちも、自治会長さんにも相談に行かれたり、地域の中で相談をするというようなことが生まれ、それがまた一つのコミュニティであったり地域の活動であると私は思っております。そういうことを町が積極的に広報をしていくという姿勢が問われているのではないかというふうに思います。今後、その姿勢に対しましても、その方向で、広報をし、住民の皆さんがみずから考えてみずから行動をする、そのお手伝いを町が出来る、そして町の土地は町民皆さんの財産であるという認識に立って運営をし、開放をしていけることを私は願っております。

以上で、1番の質問は終わらせていただきたいと思います。

2つ目に入りたいと思います。小学校の新指導要領完全実施に向けた取り組みについてでございますが、これにつきましては、既に英語の授業などについても、移行期間ということで、今現在もやっておられるというふうに思っております。でも、今現在、どのような状況でこの英語というものを5、6年生にしておられるのか。そしてまた、来年度は小学校が完全実施です。その完全実施にはどうなっていくのか、この英語というものがね。その辺について、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 新学習指導要領の完全実施に向けて今年はどういうふうに取り組んでいくのかということでございます。これは、23年度から全面実施されます新学習指導要領でございますが、小学校5年生あるいは6年生を対象といたしまして、外国語を通じて、外国の言語あるいは文化についての理解を深めましてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することとしております。原則として、外国語活動の時間を、年間35時間、単位でございますが、を学習することとなっております。

その22年度、移行期間の22年度でございますが、これを先行いたしまして実施す



る形で外国語活動の学習を行っているところでございます。学級担任の教諭が授業を行っているところでございます。本町では、このようなことに先立ちまして、平成17年度から小中連携教育として、小学校4年生から中学校3年生を対象にいたしまして、英語を母国語としている外国人英語指導助手を採用いたしまして、各学校に派遣をいたしておるところでございます。児童が英語になれ親しみコミュニケーション能力を身につけることを重視した取り組みをいたしているところでございます。本年度は、各小学校の5、6年生に対しまして、1クラス当たり17時間、単位でございます、外国人英語助手を派遣をいたしております。教諭とこれら外国人指導助手が協力しながら、円滑な外国語活動の授業の推進に努めているところでございます。

担任教諭をはじめ教職員には、県が主催いたします研修に各学校から参加いたしまして、受講した教職員が学校へ持ち帰って校内で勉強会を開いているところでございます。外国語活動に関します知識や、あるいは技能の向上に努めているところでございます。また、このことにつきましては、文部科学省から発行されております「英語ノート」というものを活用しながら授業を実施いたしております。また、国や県の教職員の加配についてでございますが、現状の情報を得る中では、なかなか加配については期待出来ないという状況でございます。

こうした段階でございますので、学校と教育委員会が連携を図りながら、これまでの取り組みを継続しつつ、今後の国、県等の動向をも留意しながら英語活動の授業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の教育長の答弁を聞いておりますと、学校の先生方も大変なことだなあというふうに感じております。先日もテレビで見えておりますと、教育評論家の方がおっしゃっておられました。学校の先生は、今、生徒と向き合いたいのに、生徒と向き合うよりもパソコンと向き合わんといかん時間が長過ぎる。色々な記録、報告をつけなければならない、書かなければならない。隣の先生とでもメールのやりとりをパソコンでやっているというような状況があると。それは、一般的などこかの状況をとらえて評論家の方がおっしゃっていたと思います。決して斑鳩町がそういう状況であるというふうには私は認識はしておりませんが、ただ全般的にそういう傾向があるという中であって、先生が研修に行って、そしてまたその先生が帰ってきて学校でまた研修をするというような状況で、今までは17時間の英語活動、これがまた倍以上になるわけ

ですね、35時間の英語の活動ということになってきたときに、小学校の先生というのは、もともと、今現在免許をお持ちの皆さんは、英語というものについては教えるということは想定外のものだったというふうに私は思っております。その想定外のものを先生たちに望むという状況につきまして、非常に厳しい状況もあるのかなあ。

そんな中であって、私は、今、教育長も答弁ございましたが、国や県が何らかの手を打ってくれるのだろうかというふうに思っておりましたが、国、県は加配というものは考えていないというお答えでした。非常に残念です。けれども、私としては、せっかくそういう活動を行うのであれば、やはり町は、その5、6年生の子どもたちにとって、年間35時間が、同じやるのであれば、その子どもたちにとって非常に有効で能力を伸ばす、そういう内容のものであってほしいというふうに考えております。

ですから、町が新年度からこのことにつきましては十分に各学校の状況を調査し、そして先生方の力量を上げていただくということにも限界もあるかもわかりません。そういった場合、英語を教える、特に会話とかになりますと、こんなほんとに小学校の先生にとったらもともと想定外の問題やと思いますのでね、この英語活動を通じての英会話であったり、そして外国の文化であったり、こういうものを学ぶということについて、年間35時間大切に、子どもたちのための授業となるようにまた考えていただきたいと思えます。

そして、そのことについても非常に、学校ということにつきましては、町長も、そして議会も、そして町の職員皆さんも、子どもたちを大切に育てていこうという思いで、今、非常に子育て支援ということでは斑鳩町は充実をしているというふうに思っております。さらに、色々お金の大変なところもあるかとは思いますが、こういうことについて新たにやっていくということにつきましては、十分に検討をして実施していただきたいと思いますということをお願いをしておきたいと思えます。

そして、②つ目なんですけれども、この選別することになる習熟度別授業ということなんですけど、なぜ、今、このことを申し上げたかといいますと、新学習指導要領の中でいいますと、この間に日本が国際的にも学力が低下してきたということで、総合的な学習の方にも力を入れてきたという流れがあったんですけれども、一方そういう国際的に見て学力の低下が見られるというようなこともあり、この指導要領改定がされて、特に算数とか理科というような論理的にものを考えなければいけない、そういう思考過程を重視しないといけない教科、この辺の教科の授業の時間数が非常にふえているというこ

とで、小学校の6年間で278時間全教科でふえるんですけども、そのうち算数が142時間と、半分以上を算数が増加を占めているというようなことが言われております。

そんな中にありまして、これまでの教科書のページ数が現行の3割以上ましていくというようなことが言われている中で、ほんとに子どもたちにきちっと論理的に、そういう考え方であったり、そういう答えの過程を教えるという、そのことが十分に出来るのかということが非常に心配です。ただし、低学年について、今、斑鳩町では、先ほども申し上げましたが、30人学級を採用していただき、出来るだけの子にも目が行き届くような教育をしようという意気込みが斑鳩町にはあるということは幸いしているかというふうに私は思っております、このことに対しましてもね。

ただ、さらに厳しい状況になったときに、この状況を受けとめる中で、選別をして習熟度別授業などに進んでいってしまう傾向に陥らないかというようなことを心配しているわけですが、この点についてはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 確かに、一時日本の学力というのは非常に世界から比べて低下したという情報はございました。昨日の世界の学力21年度ですか、発表ありましたら、徐々に戻ってきている、10年前に戻ってきているというような報道がございました。そうしたことについては、今、里川議員がおっしゃっていただいております少人数指導、そういったことも効果が上がっているのではないかなというふうに思っています。

斑鳩町では、今もおっしゃっていただきましたように、小学校1年生から3年生まで、そして中学校1年生を対象にして、本年度から少人数学級編制を行っております。その他の学年におきましても、学校ごとに様々な工夫をしながら少人数指導を行っているところでございます。

その方法の一つといたしまして、ある教科につきまして、1つの学級を2つに分ける。例えば、算数の授業のときに2つに分ける。そして、児童の人数を少なくして授業を行っているところでございます。人数を少なくすることで、先生方が一人ひとりの児童に対しまして丁寧な説明、あるいは十分な質問時間を確保するなどきめ細やかな授業を行うことが出来るものでございまして、総じて学力を引き上げていく効果があるものというふうに期待しているところでございますし、また事実そうした効果もあらわれているというふうに思っております。

本町では、今後もこのような趣旨を基本にいたしまして、学力の向上や、あるいは子

どもの人間性の育成を図りながら、少人数指導あるいは少人数学級編制を行いながら学校の授業を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただ、習熟度については、今のところ、子どもたちの自主性に任せて、自分がここがわからないんだと、そういう場合にこのグループで勉強したいと、じゃあそこで習っていこうというようなそういうようなとり方をしております、あなたはA、あなたはBというような分け方は、学校としてはいたしておりません。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ぜひ、今後もその方向で行っていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

各学校の先生方も大変であろうし、また教育委員会としても、こういうふうに学習指導要領が変わるということについては神経を使われていると思えますけれども、第一に子どもの成長、そして子ども一人ひとりの能力を伸ばしてあげるという、そういう姿勢に立って今後も対応をお願いしたいと思えます。

それでは、3番目の介護保険の制度改定での問題点についてを挙げさせていただきます。これにつきましては、再来年度の改定が見込まれておりますので、来年度に色々な審議が尽くされて制度がつくられるというふうに思っておりますが、もう既に方向が、ある程度の方向が出てきております。この方向の中で私は心配しておりますのは、①つ目に書きました要支援1、2の人たちへの影響についてなんです。今、考えられている状況というのは、非常に問題があるのではないかとこのように考えておりますが、これについて町の見解をお尋ねをしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護保険制度の見直しを検討します社会保障審議会介護保険部会の報告書「介護保険制度の見直しに関する意見」が公表をされましたが、その中で、ご質問者が言われますように、要支援者、軽度の要介護者へのサービスについてもご意見がございました。

その内容につきまして、幾つかの意見が出されましたが、特に要支援者、軽度の要介護者に係ります給付については、2つの意見が出されております。1つは、生活援助などは、要支援者、軽度の要介護者の生活に必要なものであり、加齢に伴う重度化を予防する観点からも、その給付を削減することは適切でないという意見、もう1つは、介護

保険制度の給付の対象外とすることや、その保険給付割合を引き下げ、利用者負担を例えば2割に引き上げるなどの方策を考えるべきであるといった意見でありました。このように、軽度者に対する給付につきましては、給付の削減を反対する意見と、給付を介護保険の対象外とすることなどの方策を考えるべきとした意見が併記されたものでございました。

厚生労働省は、今後、この意見書をもとに介護保険法改正案をまとめられ、来年の通常国会に提出される方針であります。町としましては、現在、国の方で改正案を検討されている最中でございますので、その動向を注視してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） いつも私申し上げるんですが、私たちも色々な運動、活動をさせていただき、国民にとってよりよい制度となるような働きかけを国の政治に対してもやっていくということを基本に持っておりますけれども、町としても、介護保険については保険者となります。町は、保険者です。その保険者が、被保険者にとって、今まで運営してきた介護保険の中身を見て、やっぱり、今、部長が言われたように、「注視」というよりはもっと積極的に県や国に声を上げていき、問題のある点については要望をし、その方向はだめだというような意見があれば上げていっていただきたいと思います。全国の町村長会なども、色々な決議を上げていただいたりもしておりますけれども、色々な場面で、色々そういう機関も動いて働きかけもしていただいているとは思いますが、やはり担当としては、そういう問題点を早く把握し、それが実際行われたらどうなるかというようなことも検討し、やっぱり町長なりが、そういう担当から聞き取りをした中で全国の町村長会などからも国へ声を上げるといった、そういう体制を町も持っていていただけたらなということを願っております。

そして、②つ目としましては、保険料と利用料についてなんですが、今、部長の答弁にもありました利用料を増加しようかと、1割負担してもろうているのを2割にしようかとか、それとか多人数の部屋に入っておられる方は、医療でもそうなんですけれども、部屋代というのは要りませんが、個室になると差額ベット代とか要るんですが、介護保険につきましても、そうやって多人数で入る部屋については、今まで無料だったものがお金がかかってくるか、こういう利用料の増というものを言われております。この保険料と利用料についても色々言われておるんですが、このことについて心配される問題

ということもあると思うんですが、町の方の見解もお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 先ほども申しあげましたように、介護保険制度の見直しを検討する社会保障審議会介護保険部会の報告書の中で、幾つかの保険料や利用料についての意見も明記をされておりました。

まず、保険料に関係いたします意見でございますが、都道府県に設置された財政安定化基金について保険料の軽減が出来るよう法整備を検討すべきと提言をしていること。また次に、保険料の上昇を抑制するために公費負担割合をふやすべきとする意見が示された一方、公費の割合がふえることによって社会保険制度の利点が失われる可能性などを指摘する意見も併記をされております。また、今回の改正では、安定した財源が確保されない以上、公費負担割合を見直すことは困難であると明記をされたこと。そして、被保険者範囲の年齢を引き下げ、1人当たりの保険料負担を軽減すべきとの意見も示された一方、被保険者の範囲の拡大は、若年者の理解を得ることが困難であり、慎重な検討が必要とする意見も併記をされております。

また、利用料に関する意見につきましては、高齢者の負担能力を勘案し、所得に応じた負担を求めることが適当であり、一定以上の所得がある者については、利用者負担を例えば2割に引き上げることを検討すべきであると明記された一方で、利用者に負担増を求めることは慎重であるべきとする意見も併記をされました。このように、保険料と利用料につきましては、負担増とそれに対する慎重論とにおいて賛否が併記されたものであります。

先ほど申しあげましたように、厚生労働省は、今後、この意見書をもとに介護保険法改正案をまとめ、来年の通常国会に提出される方針であります。町といたしましては、この介護保険法の改正につきまして、先ほど申しあげましたように、注視をしてみたいと考えておりますし、また機会があれば、国、県へも、担当者会議等で要望をすべきときには要望もしてみたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 保険料、利用料につきましても、そういうふうにふえるということがどうなのかというと、私は心配しているのは、国民年金を満額もらっておられても割合低い金額です。それが、まだ満額でない方もたくさんいらっしゃいます。それでもなおかつ、何とか生活保護も受けずに頑張って生活をしてこられた。そういう方々

が、加齢と共にちょっと弱ってきたときに、要支援1や要支援2などを切り捨てられたりとか、いや、使うとなったら利用料ようけ要りますよとか、で、保険料はだんだん上がっていくとなったときに、それを利用すること、保険料を払うこと、上がった保険料を払うことによって、そしてまた利用したときの利用料が上がることによって、もう生活保護基準を大きく下回ってしまって、逆に生活保護を受けんとやっつけていかれへんようになるんじゃないかというような方々が出てくる可能性もあると。そんな、何というんですか、矛盾をした、今度そしたら生活保護を受けるとなったら、また出てくる先のお金が変わってくるだけのことであって、どっちみち公費で、出す項目は別としても、またそういうふうに生活保護を受けなければならなくなるんじゃないですかと、そんな矛盾になってしまうような制度の改定が行われるべきではないというふうに私は考えております。

それと、要支援1、2のことにつきましても、これまでせっかく、足がだんだん悪くなって歩きにくくなってきたけれども要支援1でリハビリなどをして維持をしているというような方々も色々いらっしゃるんですよね。そういった方々が、やはり健康で、自分のことは自分で出来る、幾つになってもそれを、少しでも長い期間維持をしていただいて、健康で日々過ごせていただける予防ということについて、特段、今までせっかくそこへ力を入れてやってきて、せっかくその状態が定着してきている。定着してきているのに、制度が変わってしまってそれが崩れるとなると、私はまた大きな問題が起こってくるのではないかという心配をしております。

ですから、この介護保険の制度改定につきましては、色々状況をよく見ながら、そしてどうしても国の方の動きがうまくいかない場合は、逆に、いつも言いますように、町の裁量で町がどういうことが出来るのか、このことについては十分その都度検討をしていただきたい。財政が大変だということはわかります。でも、お金を使うばかりではなく、そういうリハビリであったり、高齢者が運動をする教室の回数をふやすなり色々なことは出来ると思います。ですから、先ほども出てきました、色々な活動をしていただいているような施設、公共的な施設であったり地元の施設であったり、そういうところへ行って健康教室をやることも出来ると思います。ですから、そういう改定の動向を踏まえて、町が町の裁量で、出来るだけ低い財源でどんだけの大きなことが可能性として出来るのかを追求していただけるような、そういう見方も一つ持っていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それでは、4つ目の文化財センターのトイレ設備等についてに入らせていただきます。

この文化財センターについては、私も出来たときにすぐ議会の方からみんなで完成のセレモニーにもお伺いをし、そのときに、多目的トイレを見せていただいたときに感じたことがありました。それは、ベビーシートが、これだけのスペースがあるのならこのトイレにベビーシートが欲しかったなあということだったんです。若いお母さん方も、色んなところへ出かけたときに、そういう赤ちゃんだけではないんですね、おしめをしている子がやはりおしめをかえるときに、大の方であればやっぱり寝かしてかえるというのが基本なんです。立たしたままでなかなかかえにくいんですね。ですから、寝かしておしめをかえたりするんですけれども、やっぱりそのときにシートがあれば、多目的トイレですのでね、障害者用のトイレと限ってません、最近ではどこへ行っても多目的トイレというふうに書かれておまして、妊婦さんだったり色んな絵がかかれてるんですけれども、斑鳩町の文化財センターも、私は多目的トイレだと認識をしております。ですから、ベビーシートが、後づけでもつけられると思いますのでね、ぜひ欲しいなあというふうに感じておったんです。

そして、先日、まちづくり交付金を使った新しい建物ということで、法隆寺駅からずっと事後評価のために、都市計画審議会の委員さんと共に歩いて、最後文化財センターの方へお伺いしました。そして、女性の委員さんに、私、ちょっとこういうことを思ってたんですということを言いましたら、その女性の委員さんは、ベビーシートはもちろんのこと、オストメイトもついてたらなおいいですねということをおっしゃっていただきました。私も、ああ、なるほどなあ、ほんとに色んな世代の方、そうしてまた斑鳩町だけじゃなく色んなところから来ていただく方に、せっかく新しい建物ですので、斑鳩町の姿勢がこもった姿勢を見せる、そしてどなたも受け入れたいという、そういう思いのある建物であってほしいということから、来年度の予算に向けて、今の時期に、出来るだけ早く言うておこうと私は思いまして、今回、一般質問させていただいたわけなんですけれども、ぜひともそういう施設として、多目的トイレとして、せっかくの新しいトイレですので、そういったものを後づけ出来る設備ですので、考えていただけないかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 斑鳩文化財センターの展示棟につきましては、ご存じのとおり旧の奈良地方法務局の建物を改修いたしまして整備をしたところでございます。そして、



限られた中での有効的なスペース利用を図っているところでございます。

こうしたことから、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づきまして、多目的トイレの設置に当たりましては、最も利用の多いことが想定されます車椅子のご利用をされる方への利便性を考えまして設計をさせていただいております。

そうした中で、現在のトイレ設備につきましては、限られたスペースの中で、幼児をお連れの方に対しましては、子ども用チェアの設置をいたしておりますが、ベビーシートにつきましては、検討をいたしましたけれどもスペースの関係から設置を見送ってまいりました。

そこで、現在の施設の運用といたしまして、おむつかえをご希望される方に対しましては、現在までまだそうした事例は発生いたしておりませんが、受付にて別室のご利用をご案内する旨の掲示もいたしております。そのような事態に対応するように準備をいたしているところでございます。

また、オストメイトの設置につきましては、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例においては、床面積が1万平方メートルを超える公共施設に適用されるものであると。そういった中で、設計段階におきまして、当施設での設置について、検討はいたしておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、限られたスペースの中でございますので、難しいといったことから設置をいたしておりません。

このような状況でございますが、今後は、当施設の利用の状況等々を勘案しながら、ベビーシートやオストメイト等の設置につきましても、十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） おしめをかえたりするときね、オストメイトの下の方、踏み台なんていうのは、子どもさんがおしっこだけをしているというようなときのおしめをかえるときですね、その場合でしたら、2歳、3歳の子なんかでしたら、靴を脱がせてズボン脱がせて、そしておしめをかえるわけなんです。その場合、その踏み台があれば、ほんとに親も子も楽におむつがかえられるんですよ。それで、ベビーチェアはつけていただいています。それは、1歳、2歳とか、2歳、3歳とか、1歳、3歳や組み合わせ色々ですが、小さい子どもを2人連れてた場合、1人のおしめをかえるときに、その多目的トイレ、3人で入ってかぎをかけてベビーチェアに1人座らせといて1人のおしめをかえるというようなことが出来るんです。そしたら、子どもがうろうろどっか行け

へんかという心配もなく、安心してゆっくりとおしめをかえることが出来るという親の気持ち、親のそういう行動パターン、そして子どもの行動パターン、こういったものをやっぱり十分に理解していただきまして、より使いやすい、誰でもが来れる。

で、特に、文化財センターオープンしたときに、子ども向けの映像もつくっていただいて、まず幼稚園の子どもさんから文化財センターへ来ていただいて映像も見ていただいてというようなことをしました。そしたら、いやあ、どんなんやってんやろう、子どもたち見せてもろうたらしいと、親御さんの間でも話になって、一遍行きたいなあ。やっぱり、その幼稚園の子どもさんの下には、妹さんや弟さんもいる。小さい子どもさんもいる。そして、観光客でも、ベビーカーを押して法隆寺へ来ておられる方、こういう方もよく見かけます。いやあ、小さい子どもさん連れてきてくれてはんなあと私は喜んでるんですよ。学生さんの修学旅行やお年寄りの旅行だけやのうてね、そういう若いご夫婦が小さい子どもを連れて観光に来ていただいていると。うれしいなあと思って見えます。

ですから、ほんとに誰でもが使いやすい、どなたにも来てもらいたい、そして幼稚園の子どもさんにも見てもらった映像をご家族でも見てもらいたい、見てもらえる、そんな施設であってほしいというふうに私は願っております。ぜひとも、これにつきましては検討をしていただき、前向きに取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

それでは、5番目、最後の質問に入らせていただきます。ここにつきましては、いじめの問題について挙げさせていただきました。この問題が社会的な問題となってからも、もう既に長い期間が過ぎてきておりますけれども、最近また小学生の子どもさんの自殺などが報道されたりもしました。その後、私、色々ちょっと読んだりしてますと、文部科学省が今年の9月に、無記名による調査アンケートの実施をするようにというような通知を出したということらしいんですが、以前にもそういう無記名アンケートについては文科省の方から言われておったらしいんですが、どうも全国的には実施をしているのが6割程度だったと。ですから、今回、そういう事件も受けて9月にそういう通知を出したというようなことが言われておりましたが、斑鳩町の現状としてはどのようなになっているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただいておりますいじめのアンケート調査

についてでございます。これにつきましては、おっしゃるように、本年9月に文部科学省の方から、いじめの実態把握をするようにという通知がございました。その中で、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設けることが必要であるとされているところでございます。その一つの手法としてアンケート調査を実施するものとされております。これに加えて、各学校の実情に応じまして、個別面談、あるいは個人ノートや生活ノートなどのような児童生徒と教職員との間で日常行われている日記等の活用など、さらなる取り組みもとるよう求められているところでございます。

そういった中で、斑鳩町の教育委員会といたしましても、各学校長にこれらの方策に取り組むよう指導助言を行っているところでございますが、子どもたちへのアンケートにつきましては、校長、教頭、あるいは教務主任等々が、あるいは指導主任が中心となりまして、それぞれの学校に応じた調査内容の検討をさせていただいているところでございます。そうした中で、現段階では、1校がアンケートを終えまして、現在、集計分析を行っているところでございます。他の学校におきましても、2学期中に実施する予定で準備をいたしているところでございます。

いじめの問題につきましては、どこの学校でもどの子にも起こり得る問題であるということを認識いたし、日ごろから児童生徒が発する信号を見逃さないように努めているところでございます。また、少人数学級を導入いたしましたことによりまして、これまでより児童生徒ときめ細かく接することが出来るようになったとの学校からの報告もございまして、そうしたことで十分子どもたちの様子がうかがえるのではないかとというふうに思っています。そうした少人数学級でありますことから、教職員が積極的に細やかなところを意識しながら子どもたちに接して指導していただいております。

そうしたことから、各学校では、学級担任だけではなく、あるいは管理職だけといった特定の教職員がいじめの問題に向き合うのではなく、教職員が緊密な連携を図りながら、相互に理解して、学校全体で危機感を共有し問題に対処するよう努めているところでございます。こうした取り組みは、今日こういったアンケートが出るからではなしに、以前からそうしたいじめに対しまして、各学校で学校全体の問題としてとらえて対応するようというところで指導をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の教育長の答弁を聞いておりますと、アンケートは各学校

自体がそれぞれやっているということなのですが、アンケートの内容についても各学校でつくられたものであるというふうに、一律的なものではなく各学校でつくられたものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回の文部科学省の通達にありましても、調査項目については具体的に記載されておりません。そして、奈良県の方で以前に実施されたことがございます。そうしたことも踏まえまして、ある程度一定の奈良県としての項目も試案として出てきております。そうしたものも参考にしながら、その学校の状況というものを踏まえながら項目を設定しているということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私は、そういうアンケートにつきまして、各学校で工夫された内容であったり、そのアンケートをすることによって命の問題や人権の問題を子どもたちが考えるきっかけにもなり、やっぱり問われたことについて書いて、その子が十分にそういう問題をどうとらえているかとかいうようなことも、そしてその子がやっぱりそういうことを考える、考えてもらえるきっかけになるというような、そういう効果というものもねらったものであったらなおいいかなあというふうに私自身は思っておりますので、各学校でも多分工夫はしていただいておりますが、総合計画の基本構想でも申し上げましたように、子どもたちに命や人権、こういったものを教えることで、このいじめの問題のやっぱり一つの、これが深刻化しないための教育ということにもつながっていくのではないかと考えておりますので、ぜひとも、また今後もこの視点を持ってやっていっていただきたいということをお願いしておきます。

そして、さらには（2）つ目ですね、低学年の対策についてなんですが、小さい子どもさんほどこういう問題についてはどうしていいかわからないとか、小さい子はうまく言えない、自分の状況がうまく伝えられないとか、こういう問題もあるかとは思いますが。そしてまた、小さい子どもさんにこういう問題が起こったときに、早く見つけて早く対策をとれば傷が浅くてすぐに改善出来るという、そういう問題もあると思うんですね。

ですから、私は、この低学年の対策というのは十分とってもらえたらというふうに思っているんですが、これについてはどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変低学年の調査というのは非常に難しい、本人からとるのは

非常に難しいのでございます。以前に県がとりましたアンケートでは、すべての子どもがいじめられているというような調査が、結果が出たことがございます。そうした中で、やっぱり低学年にアンケートをとる場合の手法というものも十分考えていかなきゃならないというふうに思っています。

そうした中で、斑鳩町では低学年に少人数学級編制を導入いたしまして、以前に比べますと教員が児童ときめ細かく向き合うことになったとはいえ、それらの児童の意思を確実に把握することは大変難しい状況がございます。このことを十分認識した上で、いじめの早期発見、また虐待の早期発見について、児童のささいな言動や行動に不審を感じた場合には、学校内で情報を共有しながら学校全体で対応し、速やかに家庭訪問を行い、また保護者に学校へ来ていただくなど保護者との接触、面談を図りながら、より具体的な情報を収集いたしまして解決に導くよう努めているところでございます。また、保護者等から何かしらの訴えがあった場合でも、謙虚に事情を聞くなどして、関係者が全員で取り組む体制を持つよう努めているところでございます。

いじめは人間として許されないとの意識を、学校教育全体を通じまして児童生徒一人ひとりに徹底をすると共に、いじめを許さない学校づくりを進めるために、保護者への対応も含めて、教職員が日常の態度、あるいは意識に注意を払うように学校長に指導をしているところでございます。こうした対応をしながらいじめの根絶に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 各学年、ほかの学校はわからないんですが、私、東小学校の方の校区なものですから、毎学年クラスがえをしておるという状況があると思います。そんな中であっても、工夫した学級編制をしていく。そしてまた、そんな中であって、先生方が各学年で、先ほども申されておりましたが、情報の共有化ということをおっしゃっておられました。パソコンに向き合う時間が長くなっているということらしいですが、でもその学年で起こっていることが、クラス内だけの問題ではなくてクラスがまたがっている問題であったり、前年度を引きずっておればクラスがえをしてもまだ残っている問題もあったりするかもわかりません。そういう意味では、各学年で、やはりその学年の問題としてきちっと取り上げていく。

そして、私は今回この問題をなぜ一般質問に挙げたかといいますと、その小学校6年生の女の子が、自殺をしたというふうな報道がされました後、記者会見を学校側がした

ときのあの対応の仕方、学校の色々申されてたあの状況、記者会見を見ておりました、ああ、これは、こんなことでは困ると、斑鳩町ではどうだろうか。斑鳩町でこういうことは起こってほしくないけれども、起こったとしても、ちゃんと学校や教育委員会がきちっとしたことが言えるのかどうか、その体制が十分とられているか、このことが非常に気になりましたので、今回、一般質問をさせていただきました。また、各学校と連携をいたしまして、健やかな子どもの成長を願って、こういう問題がないように、さらには先ほど虐待という言葉も出ましたが、虐待についても早期発見をしていくような体制をとっていただきたいということをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日は午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

これをもって散会いたします。ご苦勞さまでございました。

（午後0時10分 散会）